

お願い

2020年7月吉日

各位

中華・中央アジア諸国連合憲法及びチベット国憲法に関する ご意見又はアドバイスのお願い

拝啓

皆様 こんにちは。

共産主義中国による民族問題や人権問題及び中国の自由民主化に関心を持つ中国人、ウイグル人、南モンゴル人を初めとするその他の関係する方々にお願い申し上げます。

この度、私は、国家の主権平等若しくは民族同権及び三権分立と自由民主主義の原則に基いて、チベット国の最高指導者・ダライ・ラマ14世によって提唱されている、いわゆる「中道路線」を法的視点から具体化するために、中国人、ウイグル人、南モンゴル人、満洲人、台湾人、香港人、マカオ人及び我がチベット人同胞達とが共有すべき道として、『中華・中央アジア諸国連合憲法』と、我がチベット人が歩むべき道として、『チベット国憲法』の案を作成しました。

特に南モンゴル人、ウイグル人、我がチベット人は、約70年に渡って共産主義中国の支配下に置かれ、今や民族的な危機に直面しています。共産主義中国による真実の歪曲と植民地主義的かつ非文明的な政治のやり方はとうてい容認することができません。

しかし、我々が今日においても依然と共産主義中国による抑圧から脱出できていない理由の一つは、この70年に渡って「団結の力」を養えなかった点にも要因があることを深く痛感しております。釈尊は、「自分は自分の救い主であり、自分は自分の敵でもある」と述べているように、我々は、単に「ウイグルに人権を」、「南モンゴルへの弾圧をやめる」、「チベットに自由を」と叫ぶだけでは、本当の「変化」をもたらすことはできません。我々の救い主は、結局、我々自身です。従って、この憲法の案は、我々の団結の力を強めるための一石となり、中国の再生及び自分たちの自由を取り戻す運動の新たな力になることを切望しつつ、皆様のご意見又はアドバイスをお願いしたく存じます。

同時に、日本人、欧米人など自由民主主義の先進諸国の方々にもお願いがございます。

共産主義中国による植民地主義的で非文明的な政治体制と、日本や欧米など自由民主主義の政治体制は同時に存在したままでは、決して世界の歴史が進歩することはありません。自由民主主義諸国は、今まで共産主義中国の腐敗政治を許し続けてきました。その結果、腐敗政治の力が増殖し、今それが世界規模で自由民主主義を侵食するようになっていきます。人類は、戦争や抑圧のない・平和な世界で暮らすことを望んでいますが、そのためには、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観以外に良い方法はありません。そして、その平和を守るためには、これらの普遍的価値観を24時間体制で守り、支えていかなければなりません。そのための前提条件は、独裁と隷従、圧迫と偏狭など腐敗した政治の力を地上から永久に駆除していくことです。

この憲法の案をより良く改善するためには自由民主主義の先輩たちの貴重なご意見やアドバイスが必要不可欠です。そして、それを通して中国の自由民主化及び共産主義中国による支配の下で苦しんでいる我々諸民族の自由を取り戻す運動を力強く支えて頂くことを心より期待しております。

敬具

請願者 チュイデンブン

住所 日本（詳細略）

電話番号 0081-90-8457-2141

メールアドレス tj10dmjc@yahoo.co.jp

紹介状

各位

時下益々ご清栄のことと存じます。

さて、このたび、小生のもとで長年研究に励んできたチュイデンブン博士がチベットの将来を模索し、彼なりに苦学した結果として、チベットの未来の憲法私案をまとめ、一般に公開することに至りました。

中国・武漢発祥のコロナウイルスは、世界に蔓延し、大戦並みの人類に対する被害を与えています。その中においても中国共産党の野望と野心は、周辺の国々の領土領海などを侵害し、国内においても様々な混乱を起こしており、アメリカを中心とした自由社会もこのような中国の暴走に警戒が高まっており、かつてのソ連同様中国の自ら招いた結果として、崩壊を招く可能性も現れております。このような時期に備えて、われわれの方の準備が必然的なものとなります。ゆえに、彼のこの試みは、特別な意味を持つようになったと認識しております。

これは、一チベット人としての未来に対する彼なりのチベット未来像を描いたものです。彼の願いは、同胞たち、とくに若い青年たちの滑沢な議論の土台になることを念じ、まとめたものです。先生方々、有識者の方々、またチベットに関心を持っている方々のご指導を得られたら至福に至るところですので、お忙しいことは十分承知の上でお目通りをお願い申し上げます。

ウィグル人、南モンゴル人はもちろんのこと、チベット人の中でも様々な異論があることは十分に承知しております。幸いにしていま私たちは表現の自由、学問の自由の世界で生きているので、そういう方々のご意見やご指摘も謙虚に受けたまる姿勢です。私としては、彼の意見を十分に尊重し、彼の努力を高く評価しており、法律の専門家としての立場から内容の整合性などについて、皆様のご叱咤とご指導を重ねてお願い申し上げます。

以上
元指導教員・ペマ・ギャルポ
2020年8月吉日

提案

中道路線をどう歩むか

—中華・中央アジア諸国連合憲法とチベット国憲法—

著者 チュイデンブ
2020年7月15日

目次

まえがき	
第一部 共通の道	
中華・中央アジア諸国連合憲法	
前文	
第一章 共通規定	
第一節 目的と価値観及び行動原則	
第二節 基本権	
第二章 連合の構成主体と連合旗及び連合歌	
第一節 連合の定義と機構	
第二節 連合の構成主体	
第三節 連合旗と連合歌及び本部	
第四節 連合の政治制度	
第四章 連合立法機構	
第一節 機構名	
第二節 連合議会	
第五章 連合行政機構	
第一節 機構名	
第二節 連合政府	
第三節 連合大統領	
第四節 一般連合行政公務員	
第五節 連合軍	
第六章 連合司法機構	
第一節 機構名	
第二節 連合司法裁判所	
第七章 ダライ・ラマ法王庁	
第一節 機構名	
第二節 宗教の最高会議	
第三節 ダライ・ラマ法王	
第四節 パンチェン・ラマ大師	
第八章 加盟国の権限と義務	
第一節 加盟国の地位と義務	
第二節 加盟国大統領の権限	
第九章 財政	
第十章 外交と国防及び領土	
第一節 外交と国防の原則	
第二節 領土・領海・領空	
第十一章 公用語	
第一節 各加盟国の公用語	
第二節 連合の公用語	
第十二章 改正	
第十三章 批准及び署名と効力	
第二部 チベット人の道	
チベット国憲法	
前文	
第一章 共通規定	

第二章	ダライ・ラマ法王及びパンチェン・ラマ大師とポタラ宮殿
第一節	ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師
第二節	ポタラ宮殿
第三節	ポタラ宮殿会議
第四節	宗教最高会議
第三章	チベット国の構成と国旗及び国歌
第一節	チベット国
第二節	チベット国の構成
第三節	国旗と国歌及び首都
第四章	チベット国の政治制度
第五章	立法機構
第一節	機構名
第二節	中央議会と地方議会
第六章	行政機構
第一節	機構名
第二節	中央政府と地方政府
第三節	大統領
第四節	一般行政公務員
第七章	司法機構
第八章	地方自治
第一節	地方自治の定義と原則
第二節	地方自治権
第九章	中央政府と地方自治体
第一節	中央政府と地方政府の協力関係
第二節	行政区分の基準
第十章	財政制度
第十一章	外交と国防及び領土
第十二章	公用語
第十三章	国民の権利及び義務
第一節	国民の定義と要件
第二節	国民の基本権と義務
第十四章	改正
第十五章	批准及び署名と効力
あとがき	

まえがき

いわゆる「チベット問題」を解決するための方針として、チベット亡命政府は、チベットの最高指導者ダライ・ラマ 14 世によって提案された「中道路線（真の自治）」を継承しています。今年、この中道路線に基くチベット問題の解決を求めてから約 40 年の歳月を経っていますが、中国側には依然として否定的な反応しか見られません。この中道路線では、現在の中華人民共和国憲法の枠組みの中において、チベットの外交と国防の主導権を中国に委託し、それ以外はチベット自身で行うことを提案しています。つまり、今の中華人民共和国憲法の枠組みの中において、従来のチベットの三つの州が一つの共同体としての真の自治権を行使することです。

しかし、この中道路線は、政策方針であって、法的視点からその抽象的な内容を具体化したものではありません。中道路線は、チベット問題を巡る国際環境を見ても現実的で穏健な政策提案ではありますが、現状のままでは仮に真の自治権が得られたとしても、様々な制約や要因によって自治権それ自体が危うくなる恐れがあります。

なぜなら、我々チベット側には準備不足の問題を抱えているからです。世界史を見ても分かるように、アジア及びアフリカの多くの国々が列強帝国の植民地になったのは、結局、自分たちの政治的主権を守れなかったことにあります。また第二次世界大戦後にそれらの国々が植民地支配から独立を達成することができたのは、主権の重要性に目覚め、自らの力で主権を確立し維持することに成功したからです。

自分たちの政治的主権を守ることができなければ、他国の介入を防ぐことはできません。我がチベットが共産主義の中国に侵略され、占領されたことも、結局、自分の政治的主権をうまく守れなかったことに関係しています。そのため、チベットの自由を取り戻すには、チベットの政治的主権を取り戻す以外に良い方法がないと思われまます。

従って、本稿では、中道路線を法学的視点から具体化しようと、中国人、ウイグル人、南モンゴル人、チベット人及びその他の民族とが共有すべき道としての「中華・中央アジア諸国連合憲法」と、チベット人自身が歩むべき道としての「チベット国憲法」の草案を提案として執筆しました。

チベット国憲法は、我がチベットの政治的権利を主張し、求めたものでもあります。私は、法学専門家でもなければ、憲法学専門家でもありません。しかし、2001 年に留学生として来日し、勉強及び研究をしてきた過程において、日本、アメリカ、フランス、ドイツなど先進諸国の憲法及び国際法を学ぶことができました。チベットの自由を取り戻すには、「中国はチベットから出て行け」、「チベットに自由を」、「チベットに人権を」、「チベットの独立を」と叫ぶだけでは足りません。その抽象的なスローガンの中に隠れている中身を法的な視点から具体化して、チベットの自由を取り戻す運動を更に加速させる必要があります。

この連合構想と中道路線には、多少の違いがあるかもしれません。つまり、中道路線では、既に指摘したようにチベットの外交と国防の主導権を中国に委託することになっているのに対し、連合構想では、チベットの外交権と国防権は、連合政府を通して共同で行使することを提起しています。しかし、これは、中道路線と矛盾しているとは思いません。なぜなら、ダライ・ラマ法王もチベット問題の解決方法について、「ヨーロッパ連合は最適なモデルだ」と述べており、そもそも無条件で自国の外交権と国防権を他国に任せると、自分が他国の奴隷のようなものになる恐れがあります。これは、いままで直面し続けている我がチベットの状況と現在の香港の状況でも証明しています。その意味で、我々チベット人にとって、自ら政治的主権を主張し、それを取り戻すことが第一の任務です。一人の人間は自ら自分の権利を主張し、それを守ると他者と肩を並んで人間の仲間の中に入ることができます。一つの民族若しくは国は自ら自分たちの政治的主権を主張し、それを守ると例え 1000 人の人口しかないとしても、国際社会において大国と肩を並んで存在感を示せる機会があります。政治的主権を主張し、守るには「団結」が欠かせませんが、団結のためには政治的権利を明確に主張したものがが必要です。それは、「憲法」であり、それこそが団結の礎となるのです。

中華人民共和国憲法も自由、民主、平等、公正、公平、法の支配など人類普遍的価値観を

導入しています。ところが、現実の社会においては、それらは一つも実現していません。中国の憲法は、そのようにまったく機能していない背景には、三権分立の原則が徹底化されていないことがあります。特に第二次世界大戦後、三権分立の原則は、自由民主主義の原則と共に世界的な潮流となっています。これは、政治の画期的な進歩だと言えます。一つの国が正常に発展するには、三権分立の原則も欠かせませんが、憲法の中に三権分立の原則を導入し、それを透明化していなければ、実はその国に「憲法がない」と言っても過言ではありません。従って、この二つの憲法は、三権分立の原則と自由、民主、平等、公正、公平、法の支配など人類普遍的価値観に基いて執筆したつもりです。

現在、人類は21世紀を迎えています。自由、民主、平等、公正、公平、法の支配など人類普遍的価値観は世界的潮流となり、日本、アメリカなどの国々もこれらの普遍的価値観によって世界的な先進国となっているわけです。中国の前指導者・胡錦濤は、「和諧社会」と言う政治理念を打ち出しています。現在の中国の指導者・習近平は、「人類運命共同体」と言う政治理念を打ち出しています。素晴らしい政治理念ではありますが、それを実現するには、自由、民主、平等、公正、公平、法の支配など人類普遍的価値観は最も適応した方法であり、これを無視した「和諧社会」又は「人類運命共同体」の実現は嘘であり、不可能です。この中華・中央アジア諸国連合憲法は、そのような政治理念に相応しい新しい憲法制定の一石と、チベット国憲法は、チベット人の団結とチベットの自由を取り戻すための一石となることを切望しています。

2020年5月8日
チュイデンブン
日本にて

第一部 共通の道

中華・中央アジア諸国連合憲法

前文

中華・中央アジア諸国連合は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観に基く連合の形成を決意し、これらの普遍的価値観の実現に対して普遍的責任感を自覚し、この連合の加盟国の共同防衛に備え、各加盟国の同権に基く平和で繁栄した連合社会を構築するために、この中華・中央アジア諸国連合憲法を制定し、これを宣言する。

中華・中央アジア諸国連合は、各加盟国及び諸民族の同権の原則に基く平和共存関係を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭及び摂取を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。

中華・中央アジア諸国連合は、全世界のすべての人々が等しく恐怖と欠乏及び暴力から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

中華・中央アジア諸国連合は、全世界の国は自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、善き道徳及び人類普遍的価値観に基いた政治の法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等且つ平和共存関係を築くための基礎であるとして認識していると信ずる。

中華・中央アジア諸国連合（以下は連合）は、この連合の名誉にかけ、全力を捧げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第一章 共通規定

第一節 目的と価値観及び行動原則

第1条 目的

1. 連合は、各加盟国の国家主権の平等の原則に基き、平和で繁栄した連合社会の構築を促進し、それを子孫のために維持していく。
2. 連合は、共同で加盟国の国防と外交及び安全を保障する。
3. 連合は、近隣諸国及び世界から加盟国に対する安心と信頼を受けることを保障する。
4. 連合は、加盟国の言語的及び文化的な多様性の尊重と保護を促進し、各加盟国間の平和且つ協力関係を深めていくために働く。
5. 連合は、戦争、独裁、専制、隷従、圧迫、摂取、テロなど平和を破壊する行為を地上から永遠に除去し、各加盟国の国民が等しく平和のうちに慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観から生じる諸権利を享受できるよう働く。
6. 連合は、地球温暖化及び自然生態環境破壊を防止するために、自然環境に害のない経済政策の実地を通して平和で繁栄した連合社会の構築を推進していく。
7. 連合は、核兵器を初めとする生物兵器、化学兵器など危険兵器を禁止し、戦争のない世界を構築するために働く。

第2条 価値観

1. 慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観は、連合の各加盟国が達成すべき共通の基準である。
2. 前記の普遍的価値観から生じる権利は、すべての加盟国の国民が差別されることがなく、偏見されることがなく、暴力を受けることがなく等しく享受することができる。

但し、如何なる者もこれらの権利を濫用してはならないのであって、常に個人並びに社会に害をもたらす如何なる暴力行為を抑制し、公共の福祉のためにこれらの権利を利用する責任を負わなければならない。

第3条 行動原則

連合は、この憲法の目的の実現のために、次の原則に従って行動しなければならない。

1. 連合は、各加盟国の主権平等及び民族同権の原則を基礎において行動しなければならない。
2. 連合は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の尊重と保護及び発展はあらゆる紛争の解決に当たって最も適合した方法であることを常に自覚して行動しなければならない。
3. 連合は、この憲法は各加盟国が等しく共有する共通の基本法であり、平和で繁栄した連合社会の秩序を守る基本として認識し、これを常に自覚して行動しなければならない。
4. 連合は、この連合の連合議会と連合政府及び連合裁判所は各加盟国が等しく共有する共通の組織として認識し、これを常に自覚して行動しなければならない。

第4条 勤務要件

連合の公務員は、次の要件に基いて勤務しなければならない。

1. 連合の公務員は、何人も生活のために連合の公務員になるのではなく、加盟国とその国民に尽す奉仕の精神を持って勤務しなければならない。
2. 連合の公務員は、何人も肩書きなしでも、加盟国とその国民に尊敬と信頼を持って受け入れられるよう勤務しなければならない。
3. 連合の公務員は、何人も世の中のために働く人材として、互いの知識や能力を学び合い、活かし合うことを通じて公務のやり方に創造力を起こし、各加盟国の国民に対するサービスをより良く向上できるよう勤務しなければならない。
4. 連合の公務員は、何人も空論や法律で決まったルールに捉われず、現場主義で改革及び改善を心掛け、常に一步前進するよう勤務しなければならない。
5. 連合の公務員は、何人も権限を振り回さず、各加盟国の国民がより良い幸せと平和を実感できるように、いつも自分の仕事に責任を持って勤務しなければならない。
6. 連合の公務員は、上司に媚びず、正義をやり抜ける姿勢で勤務しなければならない。

第5条 報酬

1. 連合のすべての公務員は、定められた時にその職務に該当する報酬を受ける。この報酬の額及び増減等は、中華・中央アジア諸国連合公務員法によって、これを定める。
2. この報酬の中には、その職務に相応する各種の手当、退職金などが含まれる。

第二節 基本権

第6条 基本権の普遍性・不可侵性・固有性とそれによる拘束

1. この基本権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の各加盟国の国民に等しく与えられる。
2. この基本権は、すべての人間に直接に適用される法であり、これは、連合及び各加盟国の立法権と行政権及び司法権を拘束する。但し、これらの基本権の濫用には責任を負わなければならない。

第7条 人間の尊厳・人権

1. 人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、且つ、保護することは、連合とこの連合からなる各加盟国の公的権力の義務である。
2. 連合とこの連合からなる加盟国は、人間の尊厳及び人権の尊重並びに保護は、世界におけるすべての人間社会の平和共存及び正義の基礎として、不可侵且つ不可譲の人権に対する信念を表明する。

第8条 国民主権

各加盟国の主権の淵源は、本質的に各加盟国の国民に存する。如何なる者も国民から明示的に発したのではない権力を行使することができない。

第9条 人格の自由な発展・生命・身体の無瑕性への権利・人身の自由

1. 何人も他人の権利を侵害せず、且つ、合憲的秩序又は人倫法則に反しない限りにおいて、自己の人格を自由に発展させる権利を有する。
2. 何人も生命への権利及び身体の無瑕性への権利を有する。
3. 人身の自由は、不可侵である。これらの権利への侵害が許されるのは、法律の根拠に基く場合に限られる。
4. 何人も如何なる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第10条 法の前平等

1. 何人も法律の前に平等であって、性別、出身、人種、言語、民族、門地、信仰、宗教的又は政治的な見解の違い又は経済的及び社会的関係を理由として、不利な取り扱いを受け、又は有利な取り扱われてはならない。
2. 男性と女性は同権である。連合とこの連合からなる各加盟国は、男性と女性の同権が現実に達成されることを促進し、現に存在する不利益を除去すべき働きかけなければならない。
3. 何人も、その良心に反して、軍務を強制されてはならない。
4. 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
5. 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、如何なる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第11条 思想・表現・出版・放送・芸術・学問・集会・結社・信教の自由

1. 思想や意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つとして、何人も自由に語り、書き、表現することができる。
2. 何人も、言語、文書及び図画によって、自己の意見を自由に表明し、流布させる権利並びに一般にアクセス可能な情報源から妨げられることなく知る権利を有する。出版の自由並びに放送及び映画による報道の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。また通信の秘密は、これを侵してはならない。但し、これらの権利を持って、他人の名誉若しくは権利又は公衆道徳若しくは社会倫理を侵害してはならない。この種の権利濫用について、法律の規定、青少年保護のための法律上の規定及び人格的名誉権によって制限を受けることがある。
3. 芸術及び学問、研究及び教授は、自由である。但し、教授及び研究の自由は、この憲法又は加盟国の憲法に対する忠誠を免除しない。
4. 何人も届出又は許可無しに、完全な非暴力の方法で集会する権利を有する。但し、屋外の集会については、連合の法律又は加盟国の法律及び法律の根拠に基いて、これを制限することがある。
5. すべての加盟国の国民は、結社及び団体を結成する権利を有する。但し、その目的若しくは活動が連合の法律又は加盟国の法律に違反し、又は合憲的秩序若しくは国際協調主義に反する団体や組織等は禁止する。
6. 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

第12条 信書・郵便及び電気通信の自由

すべての加盟国の国民による信書の自由並びに郵便及び電気通信の自由は、これを侵してはならない。但し、これらの権利に対する制限は、法律の根拠に基いてのみ、これを命じることができる。

第13条 移転・移住の自由

加盟国の国民は、何人も各加盟国の領内に移動及び移住する自由を有する。但し、この権利は、以下の事項によって、制限又は拒絶又は退去させることができる。

1. 移転者又は移住者は、移転国又は移住国の憲法及びその他の法律又は文化、言語及び

習慣などを遵守且つ尊重しなければならない。これに反した場合、移住又は移転の受け入れ国が法律又は法律の根拠に基づいて移転及び移住を制限又は拒絶し、又は強制退去させることができる。

2. 受け入れ国の存続若しくは自由で民主的な基本秩序に対する差し迫った危険を防止するために必要な場合、当該加盟国は、法律又は法律の根拠に基づいて移転又は移住を制限又は拒絶し、又は強制退去させることができる。
3. 伝染病の危険、自然災害若しくは重大な事故災害に対応するために必要な場合、当該加盟国は、法律又は法律の根拠に基づいて移転又は移住を制限又は拒絶し、又は強制退去させることができる。
4. 国民を非行化から保護し、若しくは犯罪行為を防止するために必要な場合、当該加盟国は、法律又は法律の根拠に基づいて移転又は移住を制限又は拒絶し、又は強制退去させることができる。

第 14 条 職業・国籍の自由

1. 何人も、公共の福祉に反しない限り、すべての加盟国の領内又はその他の国において、職業選択の自由を有する。
2. 何人も、国籍を離脱する自由を侵されない。

第 15 条 家族生活における個人の尊厳・両者の平等

1. 各加盟国における婚姻は、両者の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。
2. 加盟国における各家族生活に関連する配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、婚姻並びに離婚及びその他の事項に関する法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、これを制定されなければならない。

第 16 条 生存権・社会保障的義務

1. 各加盟国の国民は、何人も等しく健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 各加盟国の政府は、自国の国民のすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努める義務を負わなければならない。
3. 身体障害者及び疾病、老齢その他の事由により生活能力がない国民は、法律の定めるところにより、政府の保護を受ける。
4. 各加盟国の政府は、災害を予防し、その危険から自国の国民を保護するよう努めなければならない。

第 17 条 教育を受ける権利・教育の義務

1. 各加盟国の国民は、何人も法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。
2. 各加盟国の国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償である。

第 18 条 納税の義務

各加盟国の国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第 19 条 選挙権

各加盟国の国民は、法律の定めるところにより、自ら若しくは代表を通じて自国及び連合の指導者と議員を選ぶ権利を有する。

第 20 条 公務担任権

各加盟国の国民は、法律の定めるところにより、自国又は連合の公務を担任する権利を有する。

第 21 条 財産権

1. 何人も、その財産権は侵されない。
2. 財産権の具体的内容は、各加盟国の法律でこれを定める。
3. 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第 22 条 環境権

1. 各加盟国の国民は、健康且つ害のない快適な環境で生活する権利を有する。
2. 連合及び加盟国は、自然環境保全のために努めなければならない。
3. 環境権の内容及び行使に関しては、連合及び加盟国が法律で、これを定める。
4. 各加盟国は、住宅開発政策等を通じて、自国のすべての国民が快適な住居生活を営むことができるよう努めなければならない。

第 23 条 参政権

各加盟国の国民は、自ら若しくは代表を通じて、連合及び自国の意思決定に参加する権利を有する。

第 24 条 公共サービス・自然資源の配分の公平・公正

1. 土地、水など自然資源とそれらによる恩恵の独占又は寡占は、これを禁止する。
2. 土地、水など自然資源とそれらによる恩恵の分配は、公平且つ公正でなければならない。但し、道路、農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、災害防止用のための池又は鉄道、駅、空港、港、工業施設、教育施設等公共の利益となる事業の用に供するための土地及び自然資源については、土地及び自然資源収用法によって、これを定める。
3. インフラ整備又は公共サービスの供給は、公平且つ公正又は非暴力でなければならない。
4. すべての経済又は商業活動は、公平且つ公正又は非暴力でなければならない。

第 25 条 請願権

各加盟国の国民は、何人も個人で又は他人と共同で損害の救済、この連合の公務員若しくは当該加盟国の公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関して、完全な非暴力且つ平穩に文書で請願又は訴願をする権利を有し、又、その請願又は訴願をしたためとして、如何なる差別待遇も受けない。

第 26 条 庇護権

何人も政治的に迫害された者、又はその恐れがある者は、庇護権を有する。連合政府又は加盟国政府は、政治的見解の違いを持つ者に如何なる害を与えてはならない。

第 27 条 公務員不信任決議案の発案権

連合政府及び加盟国の公務員に対する公務員不信任決議案の発案権は、すべての加盟国の国民に等しく開放しなければならない。

第 28 条 国外追放・身柄引き渡し及び送還からの保護

1. 加盟国の国民は、何人も本人の同意がない場合、自国から国外追放されてはならない。
2. 難民又は政治亡命者は、迫害を受けている国に送還され、又は引き渡されてはならない。難民又は政治亡命者を保護しなければならない。
3. 何人も拷問又はその他の残虐且つ非人道的な取り扱い又は刑罰を受ける恐れのある国に送還されてはならない。

第 29 条 階級制の否認

如何なる加盟国において、社会的特殊階級の制度は存在してはならない。如何なる形態であれ、これを創設することはできない。

第 30 条 勤労の権利・義務・勤労条件の基準・児童酷使の禁止

1. 各加盟国の国民は、勤労の権利を有する。各加盟国政府は、社会的及び経済的方法で勤労者の雇用の増進及び適正賃金の保障に務めなければならない。又法律の定めるところにより、最低賃金制を施行しなければならない。
2. 各加盟国の国民は、勤労の義務を負う。各加盟国政府は、勤労の義務の内容及び条件を慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正の原則に基いて、法律でこれを定めなければならない。
3. 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
4. 児童は、これを酷使してはならない。

第 31 条 逮捕・抑留・拘禁の要件・拘禁理由の開示

1. 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
2. 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護士に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。

第 32 条 住居の不可侵・捜索・押収の要件

1. 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、現行犯として逮捕される場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ、捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
2. 捜索又は押収は、連合又は関係加盟国において権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第 33 条 拷問・残虐刑の禁止

如何なる者による拷問及び残虐な刑罰は、これを許されてはならない。

第 34 条 刑事被告人の諸権利

刑事事件について、当事者は、次の権利を有する。

1. その刑事被告人は、裁判所の公平且つ迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
2. その刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手続きにより証人を求める権利を有する。
3. その刑事被告人は、如何なる場合においても、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができない時は、連合政府又は当該加盟国政府がこれを附しなければならない。

第 35 条 不利益供述の不強要・自白の証拠能力

1. 何人も、法律又は法律の根拠に基いたものでない限り、自己に不利な供述を強要されない。
2. 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

第 36 条 遡及処罰・二重処罰の禁止

1. 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。
2. 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けた時は、法律の定めるところにより、その補償を求めることができる。

第 37 条 死刑の禁止

何人も死刑に処せられてはならない。

第 38 条 国及び公共団体の賠償責任

何人も、連合若しくは当該加盟国の公的権力又は公務員の不法行為により、損害を受けた時は、法律の定めるところにより、連合又は当該加盟国、又はその他の当事者は、それを賠償しなければならない。

第 39 条 法律の権限範囲

1. 連合及び各加盟国におけるすべての法は、個人及び社会に対する悪行為の禁止に対してしか権限を持たない。
2. 連合及び各加盟国におけるすべての法は、悪を抑止し、善を支えるものでなければならない。

第 40 条 法律の制定権

1. 連合において、連合大統領令及びダライ・ラマ法王令以外の法律の制定権は、連合議会に属する。但し、これを法律として成立するには、連合大統領の承認を必要とする。
2. 加盟国において、大統領令又は当該加盟国の憲法によって定められた特定の者による令以外の法律の制定権は、当該加盟国の国民によって選ばれた議員によって構成される国会に属する。但し、これを法律として成立するには、当該加盟国の大統領の承認を必要とする。

3. 連合において、連合大統領令又はダライ・ラマ法王令と連合議会による法律が矛盾した場合、連合司法裁判所の裁判長がこれを仲介する。但し、十二時間以内に結論が出ない場合、連合大統領令又はダライ・ラマ法王令が優先する。
4. 加盟国において、大統領令又は当該加盟国の憲法で定められた特定者による令と当該加盟国の国会による法律が矛盾した場合、当該加盟国の最高裁判所の裁判長がこれを仲介する。但し、十二時間以内に結論が出ない場合、大統領令又はその特定者の令が優先する。

第二章 連合の構成主体と連合旗及び連合歌

第一節 連合の定義と機構

第41条 定義と機構

1. この憲法の第二章の第二節に掲げた諸国によって形成した連合を中華・中央アジア諸国連合と称し、略称を連合とする。
2. この連合の統治機構は、連合立法機構と連合行政機構及び連合司法機構によって、これを構成する。

第二節 連合の構成主体

第42条 中華人民共和国

現在の中華人民共和国の統治下にある北京市、天津市、上海市、重慶市、河北省、山西省、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、山東省、河南省、湖北省、湖南省、広東省、海南省、貴州省、陝西省、四川省と雲南省及び甘粛省の漢民族の居住地、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区は、歴史的に一つの集団を形成していた主権国家として、この諸国連合の構成国とする。国名を中華人民共和国と、略称を中国とする。

第43条 チベット国

現在の中華人民共和国の統治下にあるチベット自治区、青海省、甘粛省の天祝チベット族自治州と甘南チベット族自治州及び四川省の阿巴チベット族チベット族自治州と甘孜チベット族自治州と木里チベット族自治州、雲南省の迪慶チベット族自治州は、歴史的に一つの集団を形成していた主権国家として独立を回復し、この諸国連合の構成国とする。国名をチベット国と、略称をチベットとする。

第44条 東トルキスタン国

現在の中華人民共和国の統治下にある新疆ウイグル自治区は、歴史的に固有の一つの集団を形成していた主権国家として独立を回復し、この諸国連合の構成国とする。国名を東トルキスタン国と、略称を東トルキスタンとする。

第45条 南モンゴル国

現在の中華人民共和国の統治下にある内モンゴル自治区は、歴史的に固有の一つの集団を形成していた主権国家として独立を回復し、この諸国連合の構成国とする。国名を南モンゴル国と、略称を南モンゴルとする。なお、南モンゴルは、モンゴル国と統一した国家として、この諸国連合に加盟されることを妨げない。

第46条 香港国

現在の中華人民共和国の特別行政区となっている香港特別行政区は、自ら統治能力を有する国家として認め、この諸国連合の構成国とする。国名を香港国と、略称を香港とする。

第47条 澳門国

現在の中華人民共和国の特別行政区となっている澳門特別行政区は、自ら統治能力を有する国家として認め、この諸国連合の構成国とする。国名を澳門国と、略称を澳門とする。

第48条 台湾国

台湾は、自ら統治能力を行使している主権国家として認め、この諸国連合の構成国とす

る。国名を台湾国と、略称を台湾とする。

第49条 満州国

現在の中華人民共和国の統治下にある黒龍江省、吉林省、遼寧省は、一時満州国として独立国家を形成していた国として再建し、この諸国連合の構成国とする。国名を満州国と、略称を満州とする。

第三節 連合旗と連合歌及び本部

第50条 和諧旗

連合の連合旗を和諧旗と称する。和諧旗は、各加盟国の政府の前に自国の国旗と共に同一の高さで立てる。

第51条 和諧旗の意味と象徴

和諧旗は、次の意味と象徴を持つ。

1. 和諧旗の上部は青色と、下部は緑色の奥に壮大な雪山があるのは、各加盟国とその国民が等しく清潔な自然エネルギーの恩恵を享受することを意味する。
2. 雪山の頂上から黄色の輝く登ってくる太陽から照らしている八条の光は、すべての加盟国の国民が等しく連合憲法と自国の憲法から生じる権利を享受できることを象徴する。太陽は、中華・中央アジア諸国連合憲法と、八条の光は、加盟国の憲法を表す。
3. 和諧旗の周囲の上下及び左側は、八色で囲む。これは、八ヶ国の加盟国は主権平等の原則に基いて、連合及び連合憲法を共有し、擁護することを意味する。
4. 和諧旗の右側は開放状態にしたこれは、中華・中央アジア諸国連合憲法の扉は、常に世界に対して開放していることを意味する。

第52条 連合歌

1. 中華・中央アジア諸国連合の連合歌は、和諧とする。
2. 和諧の歌詞及び楽曲は、別記の第一と第二の通りとする。

第53条 連合の本部

中華・中央アジア諸国連合の本部は、台湾に置く。

第三章 連合の政治制度

第54条 政治制度の原則

連合の統治機構は、連合制と三権分立の原則に基く連合立法部と連合行政部と連合司法部の三つの機構によって構成し、この制度を持ってこの連合の政治を行う。

第55条 政治仕組みの原則

一本の果樹の仕組みを連合の政治仕組みの模範とする。果樹は、根、主幹、主枝、側枝、葉、実が土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーの栄養を互いに供給する関係によって正常に成長している。同様、この連合は、連合憲法と連合の統治機構及び加盟国並びにその国民が慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観を互いに提供する関係によって正常な連合を形成しなければならないものとする。この関係を相互依存の法則を定義し、この法則に基いて連合の政治の仕組みを形成する。

第56条 政治運営の原則

連合の政治は、前記の法則に基いて次のように運営する。

1. 一本の果樹を連合の模範に設定する。
2. 果樹の根を連合憲法の模範に設定する。果樹は、根が土、水など清潔な自然エネルギーを吸収し、それを主幹に供給することによって正常に成長している。同様、この連合は、連合憲法が慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観を吸収し、それを連合の統治機構に供給することによって正常な連合を形成しなければならないものとする。

3. 果樹の主幹を連合の統治機構の模範に設定する。果樹は、主幹が根から土、水など清潔な自然エネルギーを吸収し、それを主枝に供給することによって正常に成長している。同様、この連合は、連合の統治機構が連合憲法から慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の内容を吸収し、それを加盟国に供給することによって正常な連合を形成しなければならないものとする。
4. 果樹の主枝を加盟国の模範に設定する。果樹は、主枝が主幹から土、水など清潔な自然エネルギーを吸収し、それを側枝及びその他の細かい枝に供給することによって正常に成長している。同様、この連合は、加盟国が連合の統治機構から慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の内容を吸収し、それを自国の公的又は非公的機関に供給することによって正常な連合を形成しなければならないものとする。
5. 果樹の側枝及びその他の細かい枝を加盟国の地方の公的又は非公的な組織の模範に設定する。果樹は、側枝及びその他の細かい枝が主枝から土、水など清潔な自然エネルギーを吸収し、それによって美しい葉を育成している。同様、この連合は、加盟国の地方の公的又は非公的な組織が国から慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の内容を吸収し、それに基づいてインフラ整備や公共サービスを供給するものとしなければならない。
6. 果樹の葉をインフラ整備や公共サービスの模範に設定する。果樹は、土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーをバランス良く吸収した葉によって美しくなっている。同様、この連合は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観に基くインフラ整備や公共サービスの充実によって正常な連合の形成を達成しなければならないものとする。
7. 果樹の実を加盟国の国民の模範に設定する。果樹は、土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーを十分吸収した実の存在によって、それが意義を持つ。同様、この連合は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観から生じる権利を十分享受した国民の存在によって、それが意義を持つものとしなければならない。
8. 土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーを慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の模範に設定する。果樹は、土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーによって、その根、主幹、主枝、葉、実等が正常に機能している。同様、この連合は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配等人類普遍的価値観によって、その憲法と連合の統治機構及び加盟国と国民とが正常に機能するものとしなければならない。
9. 果樹の実は一方的に側枝や主枝及び主幹等に依存しているのではなく、逆に側枝や主枝及び主幹並びに根に太陽光や酸素など清潔な自然エネルギーを供給している。同様、加盟国の国民は一方的に公的又は非公的な組織に依存するのではなく、逆に公的又は非公的な組織等に対し、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の内容を供給できるものとしなければならない。

第四章 連合立法機構

第一節 機構名

第 57 条 連合議会

この連合の立法機構を中華・中央アジア諸国連合議会と称し、通常は連合議会とする。

第二節 連合議会

第 58 条 構成

連合議会は、上院議院と下院議院の二院制によって、これを構成する。

第 59 条 連合議会議員の定員数

連合議会の議員の定員数は、各加盟国から等しく 200 名ずつ選出された議員の総数で、これを構成する。但し、各加盟国から選出された 200 名議員の中で、100 名は上院議院の議員の資格を有し、100 名は下院議院の議員の資格を有する者でなければならない。そして、各加盟国から選出される各議院における定員数の中で、最低三十%の議員は女性でなければならない。

第 60 条 連合議会の地位

連合議会は、連合における権力の最高機関であって、すべての加盟国を統合する唯一の立法機関である。

第 61 条 立法権

連合の立法権は、連合議会に属する。

第 62 条 任務と権限

連合議会の任務と権限は、次の通りである。

1. 戦争、領土侵犯、人権侵害、テロ等の犯罪行為に関する法律を定める。
2. 核兵器、生物兵器、化学兵器等の危険な兵器の廃絶又は禁止に関する法律を定める。
3. 加盟国における紛争を調査研究し、その解決に関する法律を定める。
4. 加盟国における文化的及び言語的な多様性を調査研究し、その保護に関する法律を定める。
5. 加盟国における自然環境及び自然生態系の破壊問題を調査研究し、その防止と保護に関する法律を定める。
6. この連合の公務員法、連合大統領選挙法、連合議会法、連合司法裁判法、連合軍法、伝染病予防法、公衆衛生法、住民生活安定保護法及び関税、輸入課徴金、通商等に関する法律を定める。
7. 加盟国における貨幣の鋳造と、その価値及び域外の貨幣の価値、度量衡の標準及び証券及び通貨の偽造等に関する法律を定める。
8. その他のこの憲法によって付与されている権限を行使することに当たって、必要且つ適切なすべての法律、決議、政策を定めること。
9. 以上の任務を遂行するために、連合議会は、加盟国の専門学者との共同チームを組織し、若しくは専門機関又は補助機関を設置することができる。但し、そのためには、連合大統領の承認を必要とする。

第 63 条 権限に対する制限

1. 連合議会は、各加盟国の違憲国政にしか干渉してはならない。
2. 連合議会は、この憲法に反する法律及び政策を定めてはならない。
3. 連合議会は、連合金庫からのすべての支出を法律で定めた歳出予算に従って実行しなければならない。
4. 連合議会は、すべての公金の支出入りに関する報告及び決算を随時公表しなければならない。
5. 連合議会は、特定加盟国又は特定組織又は特定人物に対して特権又は優遇政策を付与してはならない。
6. 連合議会の両議院の議員は、如何なる者からも贈与、報酬、公職、称号などを受け取ってはならない。

第 64 条 連合議会の原則

1. 連合代表の原則
連合議会における両議院のすべての議員は、選出加盟国の指示に従う必要がなく、連合の代表として、各自の判断で意思表明を行わなければならない。
2. 審議の原則
連合議会における政治の形骸化又は腐敗を防止し、連合議会の政治を十分機能させるために、すべての議案は慎重且つ厳格に審議を行わなければならない。
3. 行政監督の原則

連合政府の行政を十分機能させるために、連合議会は、連合政府の行政を効果的に監督しなければならない。

第 65 条 議席・投票権

連合議会の両議院におけるすべての議員は、等しくそれぞれ一つずつの議席と一票の投票権を有する。

第 66 条 議席付与の要件

1. 連合議会において、第 59 条の規定に基づいて各加盟国の政治的、経済的、文化的、人口的な差に関係無く、すべての加盟国に対して同数の議席を与えなければならない。
2. 連合議会における議席の配備は、中華・中央アジア諸国連合議会法によって、これを定める。

第 67 条 議員の資格・任期・定年・辞任・資格喪失

1. 連合議会において、上院議院の議員の年齢は、満四十五歳に達していない者且つ選出加盟国の国会議員歴を五年満たない者及び選出加盟国の国民となって十年に満たない者及び選挙の時にいずれの加盟国の国民でない者は、何人も上院議院の議員となることできない。
2. 連合議会において、下院議院の議員の年齢は、満三十五歳に達していない者及び選出加盟国の国会議員歴を三年に満たない者及び選出加盟国の国民となって十年に満たない者及び選挙の時にいずれの加盟国の国民でない者は、何人も下院議院の議員となることできない。
3. 犯罪歴を有する者は、何人も連合議会の両議院の議員となることできない。
4. 就任の際において、就任宣誓を拒む者、又は就任宣誓書への署名を拒む者は、何人も連合議会の両議院の議員となることできない。
5. 連合議会の両議院の議員の任期は、等しく一期四年とし、四年ごとに改選する。
6. 連合議会における両議院の議員の定年は、等しく満七十五歳とする。但し、体力に応じて、その定年の前に退職し、又は定年を最長満八十歳までとすることができる。
7. 連合議会の両議院の議員は、自分が所属する議院の議長に宛てた自筆の書面により、その議席を辞任することができる。この場合、当該議員の議席は、次期の改選まで欠員となる。
8. 連合議会の両議院は、個々その議員の資格に関する訴訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
9. 連合議会の両議院において、議員の資格喪失が生じた場合、当該議員の議席は、次期の改選まで欠員となる。

第 68 条 議員及び選挙人の資格・改選

1. 連合議会における両議院の議員及びその選挙人の資格は、中華・中央アジア諸国連合議会議員選挙法でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって、これを差別してはならない。
2. 連合議会における両議院の議員の改選は、一期目満了最低六ヵ月前から開始する。

第 69 条 特権・禁止事項・懲罰

1. 連合議会における両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、連合議会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その所属議院の要求があれば、会期中にこれを釈放しなければならない不逮捕特権を有する。
2. 連合議会における両議院の議員は、各議院及び連合議会で行った演説、討論又は表決について、その外での責任を問われない免責特権を有する。
3. 連合議会の両議院の議員は、何人も同時に両議院の議員になることできない。
4. 連合議会の両議院の議員は、何人も同時に院外での職を兼ねることができない。
5. 連合議会及び両議院は、中華・中央アジア諸国連合議会法に基づいて各議院の規則を定める。
6. 連合議会における両議院の議員は、中華・中央アジア諸国連合議会法又は個々議院の

規則を違反した場合、連合議会の議長又は両議院の議長はその違反者を懲罰することができる。但し、その違反者の議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の賛成多数による議決を必要とする。

第70条 議案・発案権・受理

1. 連合議会の議案の中には、連合議会の両議院において審議し、採択すべきすべての法律案、予算案、政策案などが含まれる。
2. 議案の発案権は、連合議会の両議院とその議員を初めとし、連合におけるその他の機関及び各加盟国の国民及び公的又は非公的な組織に開放しなければならない。
3. 連合議会の両議院以外による議案は、各加盟国の行政機関の窓口又は連合政府の行政機関の窓口を通して、まず、連合議会の下院議院の議長に送付する。議案の受付期間中に、各加盟国が自国の各地方において議案の受付窓口を開設する。
4. 連合議会の下院議院は、連合議会において審議すべきでない議案を受理しない。この区別は、議案の審議法によって、これを定める。

第71条 発案権の条件

1. 議案は、指定用紙で書面化されたものでなければ受理しない。議案提出用の指定用紙は、各加盟国の行政機関の専用窓口から受け取る。
2. 連合議会及び各加盟国の議員は、個人の立場で発案する場合、自分が所属する議院において十五人以上の議員による賛同を得た議案でなければ、何人もこの発案権を行使することができない。
3. 加盟国の国民が個人の名義で発案する場合、自国において投票権を有する五百人以上の国民の賛成を得た議案でなければ、何人もこの発案権を行使することができない。
4. 加盟国の国民がグループ又は団体の名義で発案する場合、自国において投票権を有する一万人以上の国民の賛同を得た議案でなければ、如何なる組織もこの発案権を行使することができない。

第72条 議案の受理・審査・審議の期間

1. 議案の受理期間は、休日及び祝日を除いて毎年一月の初日から終日までとする。この期間外に提出された議案は、緊急事項でない限り、受理しない。
2. 議案の審査期間は、休日及び祝日を除いて毎年二月の初日から五月の終日までとする。審査の結果、不適切となった議案は、その異議を付して提案者に返付する。議案の審査は、議案審査法に基いて各加盟国の国会における議案審査専門委員会が担当し、最終審査は、連合議会の下院議院における議案審査専門委員会が担当する。
3. 議案の審議期間は、休日及び祝日を除いて毎年三月の初日から十二月の終日までとする。一件の議案の審議期間は、連合議会の両議院において等しく審議開始の時間から七十二時間以内とする。
4. 連合議会における議案の審議は、下院議院において先議する。但し、下院議院において議案審議の規定時間を超えた場合、下院議院の議長は、当該議院が当該議案を可決した時と同様に議決した議案として宣言し、上院議院の議長に提出することができる。
5. 連合議会の上院議院において、議案審議の規定期間を超えた場合、上院議院の議長が当該議案を可決した時と同様に議決した議案として宣言し、連合議会の議長に提出することができる。
6. 連合議会の議長宛てに送付されてきた議案について、連合議会の議長は即時に当該議案が連合議会によって可決したものとして、連合大統領に送付し、連合大統領の承認を求める。

第73条 審議の原則・表決・承認・宣言

1. 一度に一件の議案を審議し、決議する。複数の議案を同時に審議しない。
2. 議決した議案を再度討論しない。

3. 如何なる議案の決議の結果には責任が伴う。
4. 議案を議決するに必要な議員の定足数は、両議院の個々議院において三分の二以上の議員の出席を必要とする。但し、定足数に満たない時は、個々議院の議長は、中華・中央アジア諸国連合議会法に基く権限を行使して、欠席議員に対して出席を強制することができる。
5. 議案の表決は、両議院の議長を除く出席議員の過半数の表決で決定する。可否同数の場合に限り、個々議院の議長が一票を投じて可否を決定する。
6. 連合議会の議決として可決した議案は、まず、連合議会の議長が当該議案は連合議会の議決であることを宣言したうえで、迅速に連合大統領に送付する。
7. 連合議会の議決として可決されたすべての議案は、原則として、連合大統領の承認を得なければ、法律として成立しない。
8. 連合大統領は、連合議会の議決を法律として承認する時、署名して連合議会の議長に返付する。承認しない時、その異議を付して、連合議会の議長に返付する。
9. 連合大統領による連合議会の議決の承認期間は、連合議会の議長による議決の提出時間から七十二時間以内とする。この時間を超えた場合、連合議会の議長は、連合大統領による承認期間を無効と宣告し、当該議決は、連合大統領が承認した時と同様に法律として成立することを宣言することができる。
10. 法律として成立した議案は、連合議会において当該議案が法律として成立したことを宣言し、連合大統領は当該法律が中華・中央アジア諸国連合の連合政府及び各加盟国に対して効力を生じることがを公布する。

第74条 審議の公開・会議録・表決の記載

1. 連合議会及び両議院における審議又は会議は、すべて公開としなければならない。秘密会は、これを一切認めない。
2. 連合議会及び両議院におけるすべての審議及び会議を記録保存し、これを公表し、且つ一般頒布する。
3. 連合議会の両議院の議員の表決について、出席議員の三分の二以上の要求があれば、当該議員の表決を会議録に記載する。

第75条 連合議会の議長

1. 連合議会の議長及び副議長の選定権は、上院議院に属する。上院議院は、上院議院議員の中から議長と副議長を選定する。
2. 連合議会の議長は、連合議会におけるすべての会議及び審議で議長を務める。
3. 死亡や辞任及びその他の理由により、議長が欠けた場合、副議長が議長を代行する。
4. 連合議会の議長は何らかの理由によって、議長席を連続二十四時間以上欠席する場合、連合議会の副議長がその欠席期間中に議長を代行する。
5. 連合議会の議長と副議長が何らかの理由によって、同時に議長席及び副議長席を連続二十四時間以上欠席する場合、上院議院は、上院議院の議員の中から連合議会の暫定の議長又は副議長を選定する。このように選定された議員は、議長又は副議長が欠席している間、議長又は副議長のすべての権限や特権及び義務を有し、これを執行する。

第76条 両議院の議長及び役員を選出

連合議会の両議院の議長及び役員は、各議院の議員の投票によってこれを選定する。

第77条 両議院の議長

連合議会の両議院の議長は、各議院におけるすべての会議及び審議で議長を務める。

第77条 上院議院の優越権

連合政府の意思決定の過程において、上院議院は次の優越権を有する

1. 緊急事項に対する対応措置について、上院議院は、下院議院における先議を後回して審議し、採択することができる。緊急事項の中には、侵略や虐殺行為及び民族紛争、領土侵犯、テロ又は自然災害及び感染症、ウイルスの製造、核兵器、生物兵器、化学

- 兵器の製造及び実験又拡散等が含まれる。
2. 前記の緊急事項に関して、連合大統領が上院議院の緊急会議を召集し、緊急事項の報告を受けてから十二時間以内に対応措置を決めて公布しなければならない。
 3. 前記の緊急事項に関して、連合議会は連合大統領に特別な権限を与えることができる。

第79条 国政調査権

1. 連合議会は、連合政府の行政及び加盟国の国政に関する違憲行為について、必要な証拠を取り調べる権利を有する。これに関して、連合議会は、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。
2. 連合議会による連合政府の行政又は加盟国の国政調査権を行使する時、調査対象の最高責任者に対する事前連絡を必要とする。但し、重大且つ必要に応じて非公開でこの権限を行使することができる。
3. 連合議会の議長は、連合政府の行政又は加盟国の国政の違憲行為について、行政調査令を発動することができる。

第80条 憲法の解釈権

中華・中央アジア諸国連合憲法の解釈権は、連合議会に帰属する。

第81条 議員の公務就任宣誓

連合議会の両議院のすべての議員は、その公務就任に先立ち、連合議会の全体会議において、自分の議席で連合憲法の上に左手と自分の胸に右手を置いて、以下の宣誓を行い、宣誓書に署名しなければならない。

「私は、中華・中央アジア諸国連合の各加盟国の平和共存とそのすべての国民が苦しみと苦しみの元から離れて、幸せと幸せの元を得られるために、中華・中央アジア諸国連合憲法及びその他の法律又は国際法を遵守且つ擁護し、私の義務を切実に遂行し、自らの力を人々に正義を行うために捧げることを誓約する。」

第82条 弾劾

連合議会の両議院の議員は、何人も反逆罪、収賄罪又は贈賄罪及びその他の犯罪又は不正行為により弾劾され、有罪の判決を受けた時は、その職を罷免される。

第83条 議員不信任決議の効果

連合議会の両議院の議員は、在職中に所属議院において議員不信任決議が採択された時には、十日以内に辞職しなければならない。但し、それは、法律と法律の根拠に基いたものでなければならない。

第五章 連合行政機構

第一節 機構名

第84条 連合政府

連合の行政部を中華・中央アジア諸国連合政府と称し、通常は連合政府と称する。

第二節 連合政府

第85条 構成

連合政府は、その首長たる連合大統領一人と連合副大統領一人及びその他の各大臣によって、これを構成する。

第86条 行政権

連合の行政権は、連合大統領に属する。

第三節 連合大統領

第87条 地位

1. 連合大統領は、中華・中央アジア諸国連合の政治的最高指導者であり、外国に対して

- 中華・中央アジア諸国連合を代表する。
2. 連合大統領は、各加盟国の外交と国防及び安全を守る最高の保障者である。
 3. 連合大統領は、各加盟国の国家主権と平和及び繁栄を守る最高の保障者である。
 4. 連合大統領は、中華・中央アジア諸国連合憲法の最高の保障者である。

第88条 任務・権限

1. 連合大統領は、連合政府の長として、次の任務を負う。
 - ① 各加盟国の外交と国防及び安全等の保障。
 - ② 連合政府の統轄下にある行政各部門の指揮及び監督。
 - ③ 連合軍の最高司令官として、連合軍を指揮監督する。
 - ④ 連合議会に対する法案又は予算案等の提出。
 - ⑤ 連合政府の行政事務全体に関する状況の連合議会に対する報告。
 - ⑥ 連合議会において可決された法案について、承認又は批准の署名、又は否認の拒否権の発動又は再審議の要求。
 - ⑦ 法の執行。
 - ⑧ 連合大統領賞の授与。賞の分類は法律で定める。
 - ⑨ その他の連合政府の行政に関するすべての事務についての指揮監督。
2. 前記の任務を遂行するために、連合大統領は、下記の権限又は特権を有する。
 - ① 連合大統領は、連合政府の各大臣を任命する。但し、連合政府の大臣は、連合議会の上院議院の議員の中から任命しなければならない。
 - ② 連合大統領は、法律又は法律の根拠に基いて連合政府の大臣を罷免することができる。
 - ③ 連合大統領は、連合政府の行政任務を遂行するに当たって、専門組織又は補助機関及び支部を設置することができる。但し、これらの組織を設置するには、連合議会の承認を必要とする。
 - ④ 連合大統領は、連合政府の行政任務を誠実に遂行するに当たって、連合副大統領及び連合政府の各大臣を初めとする連合政府の行政各部門の公務員に直接業務命令を下すことができる。
 - ⑤ 連合大統領は、連合議会において可決されたすべての法案に拒否権を発動することができる。但し、その理由は、法律の根拠に基いたものでなければならない。
 - ⑥ 連合大統領は、加盟国において生じたテロ又は侵略行為又は人権侵害など重大な違憲行為若しくは重大な天災及び感染症等について、連合議会の承認を後回して、緊急救援を行うための連合大統領令を発することができる。
 - ⑦ 連合大統領は、随時、連合議会に対して、加盟国の状況に関する情報を提供し、必要且つ適当と判断する施策を審議するよう勧告することができる。
 - ⑧ 連合大統領は、非常の場合には、連合議会若しくは関係加盟国の大統領を召集することができる。
 - ⑨ 連合大統領は、連合議会並びに加盟国の大統領の承認を得て、加盟国間若しくはその他の外国との間に条約を促進し、又は締結する権限を有する。

第89条 選挙権と被選挙権

1. 連合大統領の選挙権は、連合議会の両議院の議員と各加盟国の在任中の大統領のみに属する。
2. 連合大統領の被選挙権は、人種、信条、性別、社会的身分、門地、財産又は収入等に関係無く、被選挙人の資格を有するすべての加盟国の国民に等しく開放する。

第90条 被選挙人の資格

1. 連合大統領及び連合副大統領の被選挙人は、文民でなければ、何人も連合大統領又は連合副大統領になることができない。
2. いずれの加盟国の国民でない者、又はいずれの加盟国の国民となって十五年満たない者、又はこの憲法が採択された時にいずれの加盟国の国民でない者は、何人も連合

- 大統領又は連合副大統領の職に就く資格を有しない。
3. 年齢満四十五歳に達していない者は、何人も連合大統領又は連合副大統領の職に就く資格を有しない。
 4. 犯罪歴を有する者は、何人も連合大統領又は連合副大統領になることができない。
 5. 就任の際において、就任宣誓を拒む者又は宣誓書に署名を拒む者は、何人も連合大統領又は連合副大統領の職に就くことができない。

第91条 選出方法・任期・改選

1. 連合大統領は、連合議会の両議院の議員と各加盟国における在任中の大統領による無記名投票で、これを選定する。
2. 連合大統領の選挙人の定員数は、連合議会の両議院の議員に各加盟国の在任中の大統領を加えた総数の過半数とする。この過半数があれば、連合大統領を選定することができる。但し、連合大統領選の時に、原則として、両議院のすべての議員及び各加盟国の在任中の大統領の出席を必要とする。
3. 上記の原則に基いて連合大統領選は、次の手順で行う。
 - ① 連合大統領選は、予備選と決選の二段階に分けて行う。予備選は、各加盟国において普通選挙制で行う。決選は、連合議会の選挙会において行う。
 - ② 連合公職選挙委員会が予備選において各加盟国でそれぞれ第一位の票を獲得した者とその得票数を記した名簿を作成し、これに署名し、認証した上で封印し、連合議会の議長に送付する。
 - ③ 連合議会の議長は、連合議会の選挙会において認証されているすべての文書を開封し、連合大統領の決選を指揮する。
 - ④ 決選において、第一位の票数を得た者が連合大統領と、第二位の票数を得た者が連合副大統領となる。
 - ⑤ 決選について、複数の者が過半数の票を獲得し、若しくは複数の者が同数の票を獲得した時は、連合議会の議長が一票を投じて可否を決定する。連合議会の議長は、このような選定を通して第一位の票数の獲得者を連合大統領と、第二位の票数の獲得者を連合副大統領となることを宣言する。
4. 連合大統領選について、各加盟国の予備選において第一位の票数を獲得した者しか決選に出ることができない。
5. 連合大統領選の予備選及び決選の時期と投票日は、連合公職選挙委員会が定めて通告する。但し、予備選の時期と投票日は、すべての加盟国を通じて同一しなければならない。
6. 連合大統領及び連合副大統領の任期は、一期五年とし、二期の改選までの立候を限度とする。
7. 新しい連合大統領の予備選は、現職連合大統領の任期満了までの最低百二十日前、最大百八十日前と、決選は、現職連合大統領の任期満了までの最低六十日前と、最大百二十日前に行う。
8. 連合大統領の立候補が立候補届出締切日の前七日の間に死亡若しくは執務不能となった場合には、連合議会の議長が選挙の延期を決定し、それを宣告する。この場合、現職連合大統領は、新しい連合大統領が選出されるまでその公務を継続する。

第92条 欠陥・欠席・承継・代理

1. 連合大統領が罷免され、死亡し、辞職し、又は連続二十四時間以上欠勤する時、又はその職権及び義務を遂行する能力を失った時は、連合副大統領が連合大統領の問題が解消される時まで連合大統領の権限又は特権及び義務を引き受ける。
2. 連合副大統領が罷免され、死亡し、辞職し、又は連続二十四時間以上欠勤する時、又はその職権及び義務を遂行する能力を失った時は、連合大統領が上院議院の議員から一人を連合副大統領に指名する。このように指名された者は、連合副大統領の執務不能の状態が解消される時まで連合副大統領の権限又は特権及び義務を引き受ける。

3. 連合大統領及び連合副大統領が同時に罷免され、死亡し、辞職し、又はその職権及び義務を遂行する能力を失った時は、直ちに連合議会の議長が上院議院の議員若しくは諸加盟国の大統領の中から連合大統領又は連合副大統領を指名する。このように指名された者は、連合大統領又は連合副大統領の執務不能の状態が解消される時まで連合大統領及び連合副大統領の権限又は特権及び義務を引き受ける。
4. 連合大統領が自ら連合大統領の権限を行使し、職務を遂行することができない旨を宣言した書面を連合議会の議長に送付した時は、連合大統領が自ら職務を遂行できる状態にある旨を宣言した書面を連合議会の議長に送付するまでの間、連合副大統領が連合大統領の職務を代行する。
5. 連合副大統領が自ら連合副大統領の権限を行使し、職務を遂行することができない旨を宣言した書面を連合大統領に送付した時は、連合副大統領が自ら職務を遂行できる状態にある旨を宣言した書面を連合大統領に送付するまでの間、連合大統領は連合議会の上院議院の議員の中から連合副大統領を指名する。このように指名された者は、連合副大統領の執務不能の状態が解消されるまで連合副大統領の職務を代行する。

第93条 就任宣誓

1. 連合大統領は、その公務遂行に先立ち、就任式の時に連合司法裁判所の裁判長及びダライ・ラマ法王の面前において、中華・中央アジア諸国連合憲法の上に左手と、自分の胸に右手を置いて、以下の宣誓を行い、就任宣誓書に署名しなければならない。
「私は、中華・中央アジア諸国連合の各加盟国の平和共存とそのすべての国民が苦しみと苦しみから離れて、幸せと幸せの元を得られるために、中華・中央アジア諸国連合憲法及びその他の法律又は国際法を遵守且つ擁護し、連合大統領の義務を切実に遂行し、自らの力を人々に正義を行うために捧げることを誓約する。」
2. 連合副大統領は、その公務遂行に先立ち、就任式の時に、連合司法裁判所の裁判長及びダライ・ラマ法王並びに連合大統領の面前において、中華・中央アジア諸国連合憲法のうえに左手と、自分の胸に右手を置いて、以下の宣誓を行い、宣誓書に署名しなければならない。
「私は、中華・中央アジア諸国連合の各加盟国の平和共存とそのすべての国民が苦しみと苦しみから離れて、幸せと幸せの元を得られるために、中華・中央アジア諸国連合憲法及びその他の法律又は国際法を遵守且つ擁護し、連合大統領の補佐として、連合副大統領の義務を切実に遂行し、自らの力を人々に正義を行うために捧げることを誓約する。」

第94条 就任式・就任演説

1. 連合大統領及び連合副大統領の就任に先立ち、その公職を祝福する儀式を行う。この儀式は、法律の定めるところによって、連合大統領の出身国が主催する。
2. 就任式の際、まず、前連合大統領から新連合大統領へのその権限及び職務の交代式と、前連合副大統領から新連合副大統領へのその権限及び職務の交代式を行う。
3. 就任式において、連合大統領が就任演説を行う。

第95条 連合大統領の教書

1. 連合大統領は、就任三ヶ月以内に連合議会に意思を伝達するために教書を読み上げなければならない。この教書について、連合議会において討論を行わない。
2. 連合大統領は、連合大統領の教書に関して、連合議会の会議を召集し、発言することができる。但し、連合大統領の発言及び声明について、連合議会の両議院において討論することができるが、票決の対象としない。

第96条 弾劾

連合政府の公務員は、何人も反逆罪、収賄罪又は贈賄罪及びその他の犯罪及び非行により弾劾され、有罪の判決を受けた時は、その職を罷免される。

第97条 連合大統領不信任決議の効果

連合大統領は、在任中に連合議会の両議院において連合大統領不信任決議案が採択された時には、十日以内に総辞職をしなければならない。

第 98 条 法律・政令等の効力発生

連合議会において採択された法律、条約、規約、政令、宣言等は、連合大統領が批准又は承認の署名をすることによって効力を発生する。

第 99 条 連合大統領令と法律の優先順位

連合大統領令と連合議会による法律が矛盾した場合、連合司法裁判所の裁判長がこれを仲介する。但し、十二時間以内に結論が出ない場合、連合大統領令が優先する。

第 100 条 定年

連合政府のすべての公務員の定年は、満七十歳とする。但し、体力に応じてその前に定年にし、又は満七十五歳までに延ばすことができる。

第四節 一般連合行政公務員

第 101 条 定義

連合政府の大統領と副大統領及び行政各部門の長となる各大臣を除く、その他のすべての連合行政職員を一般連合行政公務員と定義する。

第 102 条 構成

一般連合行政公務員は、各加盟国の行政専門職員で、これを構成する。

第 103 条 採用方法

1. 一般連合行政公務員は、人口百万人単位の計算に基く定数と人口一千万人単位の計算に基く定数で採用する。
2. 人口一〇〇万人単位の計算に基く定数は、人口一千万人以下の加盟国を対象とする。この場合、その定数は、人口百万人ごとに十五人の職員の採用を限度とする。
3. 人口一千万人単位の計算に基く定数は、人口一千万人を超えている加盟国と人口一億人を超えている加盟国を対象とする。この場合、前者の定数は、人口一千万人ごとに十人の職員の採用を限度とする。後者の定数は、人口一千万人ごとに五人の職員の採用を限度とする。
4. 人口百万人に達しない加盟国の場合、人口一〇〇万人単位の計算に基く定数を適用する。
5. 以上の採用方法の有効期限は、この方法開始から十年とする。十年ごとに各加盟国の人口変動に基いて改正する。但し、その定数に変更を加えない。
6. 一般連合行政公務員は、上記の方法に基いてすべての加盟国統一の一般連合行政公務員試験を通じて採用しなければならない。

第 104 条 資格

一般連合行政公務員となる資格は、下記の要件に基いて人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入等に関係無く、すべての加盟国の国民に開放する。

1. 一般連合行政公務員試験を受験する際において、満十八歳に達していない者は、何人も一般連合行政公務員となることができない。
2. 一般連合行政公務員試験を受験する際において、いずれの加盟国の国民ではない者、又はいずれの加盟国の国民となって満五年に達していない者は、何人も一般連合行政公務員となることができない。
3. 犯罪歴を有する者は、何人も一般連合行政公務員となることができない。
4. 就任の際において、就任宣誓書に署名を拒む者は、何人も一般連合行政公務員となることができない。

第 105 条 就任宣誓書

一般連合行政公務員は、就任手続きを行う際において、次の内容が記載されている就任宣誓書に自筆で署名しなければならない。

「私は、中華・中央アジア諸国連合の各加盟国の平和共存とそのすべての国民が苦し

みと苦しみの元から離れて、幸せと幸せの元を得られるために、中華・中央アジア諸国連合憲法及びその他の法律又は国際法を遵守且つ擁護し、私の義務を切実に遂行し、自らの力を人々に正義を行うために捧げることを誓約する。」

第106条 兼職禁止・懲罰・罷免

1. 一般連合行政公務員は、何人も同時に自分が属する行政機関外での職を兼ねることができない。
2. 一般連合行政公務員は、何人も中華・中央アジア諸国連合憲法並びに中華・中央アジア諸国連合公務員法及びその他の法律又は規則を違反した場合、連合政府の行政各部門の長となる者が自分の部下となるその公務員を懲罰し、又は罷免させることができる。

第107条 辞職

一般連合行政公務員は、何人も自分が所属する行政部門の長に宛てた自筆の書面により、その職を辞職することができる。この場合、当該公務員の空席は、当事者の出身加盟国における一般連合行政公務員試験を通して補充することができる。

第五節 連合軍

第108条 構成

1. 連合軍は、陸軍、海軍、空軍で構成する。
2. 連合軍人は、加盟各国の国民によって、これを構成する。

第109条 指揮監督権

連合軍の指揮監督権は、連合大統領に属する。詳細は、中華・中央アジア諸国連合軍法で、これを定める。

第110条 任務

1. 連合軍は、各加盟国の国家主権の保護を主な任務とし、必要に応じて、各加盟国の公共秩序の維持に務める。
2. 連合軍は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、次に掲げる活動について、別に法律で定めるところにより連合軍が実施することとされるものを行うことを任務とする。
 - ① 加盟国周辺の地域において加盟国の平和と独立及び安全に重大な脅威を与える事態に対応して行う加盟国の平和及び安全の確保に資する活動。
 - ② 世界平和のための取り組みへの寄与及びその他の国際協力の推進を通じて加盟国を含む世界の平和及び安全の維持に資する活動。

第111条 採用方法

連合軍人は、次の方法に基いて採用する。

1. 連合軍人は、人口百万人単位の計算に基く定数と人口一千万人単位の計算に基く定数で採用する。
2. 人口百万人単位の計算に基く定数は、人口一千万人以下の加盟国を対象とする。この場合、その定数は、人口百万人ごとに五千人の軍人の採用を限度とする。
3. 人口一千万人単位の計算に基く定数は、人口一千万人以上を超えている加盟国と人口一億人を超えている加盟国を対象とする。この場合、前者の定数は、人口一千万人ごとに一万人の軍人の採用を限度とする。後者の定数は、人口一千万人ごとに一万五千人の軍人の採用を限度とする。
4. 人口百万人を有していない加盟国に対して、人口百万人単位の計算に基く定数を適用する。
5. 連合軍の採用方法に関する些細は、中華・中央アジア諸国連合軍法で、これを定める。

第112条 資格

連合軍人となる資格は、下記の要件に基いて、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入等に関係無く、すべての加盟国の国民に等しく開放する。

1. 連合軍人に応募する際において、満十八歳から満二十五歳の中の者しか連合軍人に応募することができない。
2. 連合軍人に応募する際において、いずれの加盟国の国民でない者、又はいずれの加盟国の国民となつて満五年に達していない者は、何人も連合軍人となることができない。
3. 連合軍に応募する際において、心身の健康に障害を有する者は、何人も連合軍の軍人となることができない。

第六章 連合司法機構

第一節 機構名

第 113 条 連合司法裁判所

連合の司法部を中華・中央アジア諸国連合司法裁判所と称し、通常は連合司法裁判所と称する。

第二節 連合司法裁判所

第 114 条 構成

連合司法裁判所は、裁判長一人と副裁判長一人及びその他の裁判官等によって、これを構成する。詳細は、中華・中央アジア諸国連合司法裁判所法で、これを定める。但し、裁判長と副裁判長以外の裁判官及びその他の職員は、加盟国の人口の差に関係無く、各加盟国に等しく配分した定数で、これを構成しなければならない。

第 115 条 司法権とその独立性

1. 連合の司法権は、連合司法裁判所の長たる裁判長に属する。
2. この司法権は、その他の如何なる権力からも干渉を受けない、独立性を有する。
3. 連合大統領は、この司法権の独立性の保障者である。

第 116 条 裁判官の資格

満三十五歳以上で法学の高等教育を修了し、三年以上の法律専門職の実務経験を有するいずれの加盟国の国民で且つ中華・中央アジア諸国連合司法試験に合格した者でなければ、何人も連合司法裁判所の職に就くことができない。但し、裁判長及び副裁判長の資格は、中華・中央アジア諸国連合司法裁判法でこれを定める。

第 117 条 管轄権

連合司法裁判所の司法権は、下記の諸事件に及ぶ。

1. この憲法及びその他の連合政府の法律又はその権限に基いて加盟国との間に締結され、又は、将来締結される条約の下で発生するコモン・ロー上及びエクィティ上のすべての事件。
2. 加盟国を巡る大使その他の外交使節及び領事に関するすべての事件。
3. 加盟国が当事者である争訟。
4. 加盟国間の争訟。
5. 加盟国と連合との間の争訟。
6. 連合及び加盟国の違憲行為。
7. 加盟国の主権又は加盟国の国民の人権に対する犯罪行為。
8. その他の世界における虐殺行為、戦争犯罪、人類に対する国際刑事上の犯罪行為。

第 118 条 司法官の身分保障・任命・罷免の要件

1. 連合司法裁判所の裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、連合議会の公的弾劾によらなければ終身に渡つて罷免されない。但し、中華・中央アジア諸国連合司法裁判法によって定められた定年の年齢に達すると、退職しなければならない。
2. 連合司法裁判所の裁判長及び副裁判長は、連合議会の過半数以上の議員による賛成投票で選定し、連合大統領がこれを承認し、任命を宣言する。

3. 連合司法裁判所の裁判長及び副裁判長は、連合議会による弾劾を受けた場合、十日以内に辞職しなければならない。

第 119 条 就任宣誓

1. 連合司法裁判所の裁判長は、その公務遂行に先立ち、就任式の時に連合大統領並びに連合議会の全体会議の面前において、中華・中央アジア諸国連合憲法の上に左手と、自分の胸に右手を置いて以下の宣誓を行い、宣誓書に署名しなければならない。
「私は、連合司法裁判所の裁判長の職務を忠実に遂行し、すべての違憲行為を厳粛に監督且つ裁判することを誓う。」
2. 連合司法裁判所における副裁判長及びその他の裁判官は、就任する際に、下記の内容が記載されている宣誓書に署名する。
「私は、司法の職務を忠実に遂行し、すべての違憲行為を厳粛に監督且つ裁判することを誓う。」

第 120 条 裁判の原則

1. 連合司法裁判所による裁判は、他の如何なる権力からも独立した自立の名において行う。
2. 連合司法裁判所の裁判官は、独立であり、ただ法律にのみ従う。

第 121 条 裁判の公開

連合司法裁判所によるすべての裁判は、公開である。秘密裁判を認めない。

第 122 条 連合司法裁判長の権限

1. 連合司法部に関する事務の組織及び運営は、連合司法裁判所の裁判長の権限に属する。
2. 連合司法裁判所の裁判長は、連合及びダライ・ラマ法王庁又は各加盟国の公権力の違憲行為を検察し、判決する権限を有する。

第七章 ダライ・ラマ法王庁

第一節 機構名

第 123 条 ダライ・ラマ法王庁

1. 中華・中央アジア諸国連合の諸宗教間の調和を主導する機関をダライ・ラマ法王庁と称する。
2. チベット国のポタラ宮殿は、ダライ・ラマ法王庁の本部である。

第二節 宗教の最高会議

第 124 条 構成

連合の宗教最高会議は、ダライ・ラマ法王を長として、それに各加盟国における宗教又はその教派の最高指導者を加えて、これを構成する。

第 125 条 統轄権が及ぶ範囲

1. 連合の宗教最高会議の統轄権は、各加盟国のすべての宗教又はその教派に及ぶ。
2. 連合の宗教最高会議の意思決定は、各加盟国のすべての宗教又はその教派を拘束する。

第 126 条 任務と権限

1. 各加盟国の諸宗教又はその教派の教義や戒めに関する意見交流又は審議すること。
2. 各加盟国の諸宗教間又はその教派間の争い等の問題を協議し、解決策に関する議案を連合議会に提出すること。
3. 各加盟国における伝統教育及び道徳、倫理教育又は一般社会問題等を協議し、解決策に関する議案を連合議会に提出すること。
4. 各加盟国の伝統教育又は道徳教育の向上に奉仕すること。
5. 中華・中央アジア諸国連合における世界宗教大会を主催すること。
6. 連合の宗教最高会議は、以上の任務を遂行するに当たって、専門機関又は補助機関を

設置することができる。但し、これらの機関を設置するには、連合議会の同意と連合大統領の承認を必要とする。

第 127 条 財政

連合の宗教最高会議の財政は、連合金庫から支出される。但し、この支出は、予算に計上して連合議会の議決を経なければならない。

第三節 ダライ・ラマ法王

第 128 条 地位

歴代ダライ・ラマ法王の地位は、下記の通りに定め、これが永久に存続する。

1. チベット国の精神的最高指導者である歴代ダライ・ラマ法王は、これ以降永久に渡って、この連合における宗教最高会議の議長である。
2. 歴代ダライ・ラマ法王は、観音菩薩の化身であり、平和と慈悲の象徴である。
3. 歴代ダライ・ラマ法王は、チベット国の精神的最高指導者だけではなく、この連合の仏教界における最高指導者でもある。
4. 歴代ダライ・ラマ法王は、この連合における仏教界の最高の師である。

第 129 条 資格

1. 歴代ダライ・ラマ法王は、出身、人種、性別、門地、身分等の違いに関係無く、チベット仏教の伝統に基いて認定された者でなければ、何人もダライ・ラマ法王になることができない。
2. 歴代ダライ・ラマ法王は、出身、人種、性別、門地、身分等の違いに関係無く、チベット仏教の伝統に基いて受戒され、英才教育を受けた者でなければ、何人もダライ・ラマ法王になることができない。
3. 歴代ダライ・ラマ法王は、仏教の教えの継承と発展及び前世の業績を継承し、それを更に発展させるために、観音菩薩の化身として転生され、認定された者でなければ、何人もダライ・ラマ法王になることができない。

第 130 条 認定権とその独立性

1. 歴代ダライ・ラマ法王の認定権は、歴代パンチェン・ラマ大師に属する。但し、パンチェン・ラマ大師は、この権限を行使できない状態である時、ガデンポタン宮殿がこの権限を行使する。
2. この認定権は、その他の如何なる権力からも干渉を受けない、独立性を有する。
3. チベット大統領は、この認定権の独立性の保障者である。

第 131 条 認定方法

1. パンチェン・ラマ大師若しくはガデンポタン宮殿は、チベット仏教の伝統に基いて厳密にダライ・ラマ法王の転生を探し、認定する。
2. パンチェン・ラマ大師若しくはガデンポタン宮殿は、ダライ・ラマ法王の転生を認定すると同時に、その旨に関する声明を公表する。
3. パンチェン・ラマ大師若しくはガデンポタン宮殿は、ダライ・ラマ法王を認定してから二十四時間以内に、その旨をチベット大統領に報告し、チベット大統領は、その旨を連合大統領に報告する。

第 132 条 権限

1. ダライ・ラマ法王は、連合におけるチベット仏教界の各教派並びにチベットボン教の最高指導者の最終認定権を行使する。ダライ・ラマ法王によって最終認定された者でなければ、何人もチベット仏教界並びにチベットボン教の最高指導者になることができない。
2. ダライ・ラマ法王は、連合の宗教最高会議における各宗教又はその教派の代表の最終承認権を行使する。ダライ・ラマ法王によって最終承認された者でなければ、何人も連合の宗教最高会議において議席を保有することができない。
3. ダライ・ラマ法王は、教育、生態環境、社会、外交及び世界平和等の問題に関して、

連合政府及び連合議会又は各加盟国の政府及び議会に対してダライ・ラマ法王令を発動することができる。ダライ・ラマ法王令は、連合政府又は連合議会又は加盟国政府及び議会の意思と矛盾した場合、連合司法裁判所の裁判長がこれを仲介する。十二時間以内に結論が出ない場合、ダライ・ラマ法王令が優先する。

4. ダライ・ラマ法王は、自ら又は代表を通じて、連合又は各加盟国の政府と国会の会議に出席し、又は発言することができる。
5. ダライ・ラマ法王は、自ら又は代表を通じて、連合議会又は各加盟国の国会に議案を提案することができる。
6. ダライ・ラマ法王は、職務遂行に当たって、連合又は加盟国に協力を要請することができる。

第 133 条 任務

1. 連合の宗教最高会議及び世界宗教大会の議長を務める。
2. 各加盟国又は諸民族の平和共存関係及び世界平和を促進する。
3. 仏教の普及を指導すること。
4. 世界の各宗教の指導者及び政治家又は大使又は科学者及び学者等との交流。
5. ダライ・ラマ賞の授与。賞の分類と内容は法律で、これを定める。
6. その他の必要な事項。

第 134 条 代理

1. ダライ・ラマ法王は、この連合における職務を遂行できない状態である時、パンチェン・ラマ大師がその職務を代理する。
2. パンチェン・ラマ大師もダライ・ラマ法王の職務を代理できない状態である時、この連合の宗教最高会議において議席を有する者が一つずつの票を投じて、三分の二以上の賛成多数で連合の宗教最高会議において議席を有する者の中から一人をダライ・ラマ法王の代理として選定する。このように選定された者は、ダライ・ラマ法王がその職務を継続できる状態になるまでの間、ダライ・ラマ法王の代理として、その権限又は特権及び義務を有し、これを執行する。

第四節 パンチェン・ラマ大師

第 135 条 地位

歴代パンチェン・ラマ大師の地位は、下記の通りに定め、これが永久に存続する。

1. チベット国の第二位の精神的指導者たるパンチェン・ラマ大師は、これ以降永久に渡って、この連合における宗教最高会議の副議長である。
2. 歴代パンチェン・ラマ大師は、阿弥陀仏の化身であり、平和と慈悲の象徴である。
3. 歴代パンチェン・ラマ大師は、チベット国の第二位の精神的指導者だけではなく、この連合の仏教界における第二位の指導者でもある。
4. 歴代パンチェン・ラマ大師もこの連合における仏教界の最高の国師である。

第 136 条 資格

1. 歴代パンチェン・ラマ大師は、出身、人種、性別、門地、身分等の違いに関係無く、チベット仏教の伝統に基いて認定された者でなければ、何人もパンチェン・ラマ大師になることができない。
2. 歴代パンチェン・ラマ大師は、出身、人種、性別、門地、身分等の違いに関係無く、チベット仏教の伝統に基いて受戒され、英才教育を受けた者でなければ、何人もパンチェン・ラマ大師になることができない。
3. 歴代パンチェン・ラマ大師は、仏教の教えの継承と発展及び自分の前世の業績を継承し、それを更に発展させるために阿弥陀仏の化身として転生され、認定された者でなければ、何人もパンチェン・ラマ大師になることができない。

第 137 条 認定権とその独立性

1. 歴代パンチェン・ラマ大師の認定権は、歴代ダライ・ラマ法王に属する。但し、ダラ

イ・ラマ法王は、この権限を行使できない状態である時、ガデンポタン宮殿がこの権限を行使する。

2. この認定権は、その他の如何なる権力からも干渉を受けない、独立性を有する。
3. チベット大統領は、この認定権の独立性の保障者である。

第138条 認定方法

1. ダライ・ラマ法王若しくはガデンポタン宮殿は、チベット仏教の伝統に基いて厳密にパンチェン・ラマ大師の転生を認定する。
2. ダライ・ラマ法王若しくはガデンポタン宮殿は、パンチェン・ラマ大師を認定すると同時に、その旨に関する声明を公布する。
3. ダライ・ラマ法王若しくはガデンポタン宮殿は、パンチェン・ラマ大師を認定してから二十四時間以内にその旨をチベット大統領に報告し、チベット大統領は、その旨を連合大統領に報告する。

第139条 任務

パンチェン・ラマ大師は、ダライ・ラマ法王の補佐を務める。

第八章 加盟国の権限と義務

第一節 加盟国の地位と義務

第140条 定義

加盟国とは、この憲法の第二章の第二節によって定められた国、又は、この憲法に署名し、且つ、これを批准するものを言う。

第141条 地位

1. 加盟国の地位は、人口及び経済等の差に関係無く、同等である。この地位は、下記の条件に基いてすべての者に開放する。
 - ① 連合の域内に対しては、歴史的に独立した国として、独自の言語及び文字を有し、且つ、この憲法に揚げた義務を履行する能力を有する者でなければ、この地位を開放しない。
 - ② 連合の域外に対しては、この憲法を受託し、且つ、この憲法に揚げた義務を履行する能力及び意思がある者でなければ、この地位を開放しない。
2. 前記の国がこの連合の加盟国となることの承認は、連合議会の全体会議の決定によって、これを行う。

第142条 主権の制限とその要件

1. 加盟国は、警察力以外に陸・海・空の軍事力及びその他の戦力を保持しない。
2. 加盟国は、警察力に必要な兵器以外に、これを輸出入することができない。
3. 加盟国は、連合の主導で近隣諸国と永世平和条約を締結する。
4. 連合は、加盟国の主権保障に関する任務を履行しなかった又は履行できなかった場合、当該加盟国は、連合から離脱する権利を有する。

第143条 義務

1. 加盟国は、この憲法を遵守し、この憲法に揚げた義務を受託し、且つ、この義務を履行しなければならない。
2. 加盟国大統領は、連合大統領と連帯する義務を負う。

第二節 加盟国大統領の権限

第144条 加盟国大統領の権限

1. 加盟国大統領は、連合大統領及び連合議会に対して、大統領令を発することができる。大統領令は、連合大統領又は連合議会の意思と矛盾した場合、連合司法裁判所の裁判長がこれを仲介する。十二時間以内に結論が出ない場合、大統領令が優先する。
2. 加盟国大統領は、自ら又は代表を通じて連合政府及び連合議会の会議に出席し、発言することができる。

3. 加盟国大統領は、自ら又は代表を通じて連合議会に議案を発案することができる。
4. 加盟国大統領は、大統領の職務遂行に当たって、連合政府に協力を要請することができる。

第 145 条 不信任決議案の発案権

加盟国大統領は、法律又は法律の根拠に基づいて連合議会に対し、連合大統領又は連合副大統領又はその他の連合政府の公務員に対する不信任決議案を発案することができる。

第 146 条 加盟国憲法

加盟国の憲法は、中華・中央アジア諸国連合憲法の精神に基づいて制定しなければならない。

第九章 財政

第 147 条 財政の調達

連合の財政は、下記の原則に基づいて調達する。

1. 各加盟国における関税収益の十五％は、連合に帰属する。
2. 各加盟国における消費税、所得税、法人税、住民税、財産税、相続税、流通税、資本取引税、保険税、自動車税及びその他の各税金収入の十％は、連合に帰属する。

第 148 条 財政処理の原則

連合の財政を処理する権限は、連合議会の議決に基づいて、これを行使する。

第十章 外交と国防及び領土

第一節 外交と国防の原則

第 149 条 外交の主導権

各加盟国の外交の主導権は、原則として連合政府に属する。如何なる加盟国も単独で連合の域外諸国との外交関係を結ぶことができない。但し、この主導権は、加盟国の国家意思の尊重を前提に行使しなければ無効となる。

第 150 条 外交原則

各加盟国は、次の要件を前提に加盟国間及びその他の外国との間に永世平和条約又はその他の協定又は契約を締結することができる。

1. 核兵器、化学兵器、生物兵器、その他の危険な兵器の研究又は開発及び製造又は技術の取引等に関する条約又は協定及び契約を締結してはならない。
2. 自国又は他国の国益を損なう自然資源の開発に関する条約又は協定及び契約を締結してはならない。

第 151 条 国防権

各加盟国の国防権は、連合政府に帰属する。連合政府は、次の要件に基づいて加盟国間又は外国との永世平和条約を主導する。

1. 国境を接している加盟国間及びその他の外国との国境に緩衝地帯を設定する。緩衝地帯においては、当事国が一切の軍事活動をしてはならない。
2. 連合及び加盟国は、国際法で定められている世界の公地及び公海並びに公空に対する一切の覇権又は独占を求めない。
3. 連合及び加盟国は、国際法で定められている世界の公地及び公海並びに公空に対する覇権又は独占の如何なる勢力の行為を認めない。
4. 連合は、脅威や破壊から加盟国及びその国民の生命と財産の安全を守るために、やむを得ない場合に限り、連合の公権力の発動たる戦争又は武力を行使することができる。

第二節 領土・領海・領空

第 152 条 中国の領土・領海・領空

1. この憲法の第 42 条の規定は、中国の固有の領土であり、その上空は、中国の主権が及ぶ領空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。
2. 中国の領海の基線について、国際法を尊重する。
3. 中国は、国際法によって定められている公海及び公海の海底と上空に対して、主権を永久に求めない。

第 153 条 チベットの領土・領空

この憲法の第 43 条の規定は、チベットの固有の領土であり、その上空は、チベットの主権が及ぶ領空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。

第 154 条 東トルキスタンの領土・領空

この憲法の第 44 条の規定は、東トルキスタンの固有の領土であり、その上空は、東トルキスタンの主権が及ぶ領空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。

第 155 条 内モンゴルの領土・領空

この憲法の第 45 条の規定は、内モンゴルの固有の領土であり、その上空は、内モンゴルの主権が及ぶ領空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。

第 156 条 香港の領土・領空・領海

1. この憲法の第 46 条の規定は、香港の固有の領土であり、その上空は、香港の主権が及ぶ領空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。
2. 香港の領海及び領空の基線について、国際法を尊重する。
3. 香港は、国際法によって定められている公海及び公海の海底と上空に対して、主権を永久に求めない。

第 157 条 澳門の領土・領空・領海

1. この憲法の第 47 条の規定は、澳門の固有の領土であり、その上空は、澳門の主権が及ぶ領空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。
2. 澳門の領海及び領空の基線について、国際法を尊重する。
3. 澳門は、国際法によって定められている公海及び公海の海底と上空に対して、主権を永久に求めない。

第 158 条 台湾の領土・領空・領海

1. この憲法の第 48 条の規定は、台湾の固有の領土であり、その上空は、台湾の主権が及ぶ領空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。
2. 台湾の領海及び領空の基線について、国際法を尊重する。
3. 台湾は、国際法によって定められている公海及び公海の海底と上空に対して、主権を永久に求めない。

第 159 条 満州の領土・領空・領海

1. この憲法の第 49 条の規定は、満州の固有の領土であり、その上空は、満州の主権が及ぶ領空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。
2. 満州の領海及び領空の基線について、国際法を尊重する。
3. 満州は、国際法によって定められている公海及び公海の海底と上空に対して、主権を永久に求めない。

第十一章 公用語

第一節 各加盟国の公用語

第 160 条 中国の公用語

中国語は、中華人民共和国の公用語であり、中国の全国民と全土の公的又は非公的機関及び組織が使用する。その他の文字を持つ言語について、その言語の使用は、その地の公的又は非公的機関及び組織において公用語と同等の地位及び権利を有する。又、文字を持たない言語についても、政府は、その言語を維持する権利並びにその言語の学習及び発展のために条件と環境を創出する権利を保障しなければならない

い。

第 161 条 チベットの公用語

チベット語は、チベット国の公用語であり、チベットの全国民と全土の公的又は非公的機関又は組織が使用する。その他の文字を持つ言語について、その言語の使用は、その地の公的又は非公的機関又は組織において公用語と同等の地位及び権利を有する。又、文字を持たない言語についても、政府は、その言語を維持する権利並びにその言語の学習及び発展のために条件と環境を創出する権利を保障しなければならない。

第 162 条 東トルキスタンの公用語

ウイグル語は、東トルキスタン国の公用語であり、東トルキスタンの全国民と全土の公的又は非公的機関又は組織が使用する。その他の文字を持つ言語について、その言語の使用は、その地の公的又は非公的機関又は組織において公用語と同等の地位及び権利を有する。又、文字を持たない言語についても、政府は、その言語を維持する権利並びにその言語の学習及び発展のために条件と環境を創出する権利を保障しなければならない。

第 163 条 内モンゴルの公用語

モンゴル語は、内モンゴル国の公用語であり、内モンゴルの全国民と全土の公的又は非公的機関又は組織が使用する。その他の文字を持つ言語について、その言語の使用は、その地の公的又は非公的機関又は組織において公用語と同等の地位及び権利を有する。又、文字を持たない言語についても、政府は、その言語を維持する権利並びにその言語の学習及び発展のために条件と環境を創出する権利を保障しなければならない。

第 164 条 香港の公用語

中国語と英語は、香港の公用語であり、香港の全国民と全土の公的又は非公的機関又は組織が同等の地位及び権利を持って使用する。

第 165 条 澳門の公用語

中国語とポルトガル語は、澳門の公用語であり、澳門の全国民と全土の公的又は非公的機関又は組織が同等の地位及び権利を持って使用する。

第 166 条 台湾の公用語

台湾語は、台湾国の公用語であり、台湾の全国民と全土の公的又は非公的機関又は組織が使用する。その他の文字を持つ言語について、その言語の使用は、その地の公的又は非公的機関又は組織において公用語と同等の地位及び権利を有する。又、文字を持たない言語についても、政府は、その言語を維持する権利並びにその言語の学習及び発展のために条件と環境を創出する権利を保障しなければならない。

第 167 条 満州の公用語

満州語は、満州の公用語であり、満州の全国民と全土の公的又は非公的機関又は組織が使用する。その他の文字を持つ言語について、その言語の使用は、その地の公的又は非公的機関又は組織において公用語と同等の地位及び権利を有する。又、文字を持たない言語についても、政府は、その言語を維持する権利並びにその言語の学習及び発展のために条件と環境を創出する権利を保障しなければならない。

第二節 連合の公用語

第 168 条 中国語と英語

1. 中国語と英語は、連合の公用語である。但し、その他の各加盟国の公用語及び文字を持つ諸言語には、連合の公用語と同等の地位及び権利を有する。
2. 連合において、その公用語以外の言語を使用する場合、それを中国語と英語に同時通訳しなければならない。
3. 連合の各機関において翻訳及び通訳の専門機関を設置する。

第 169 条 印刷物

この憲法及びその他の法律等加盟国の国民が知るべき情報は、必ず各加盟国の公用語及びその他の文字を持つ言語で正確に印刷発行し、各加盟国の国民に配分しなければならない。

第十二章 改正

第 170 条 改正

1. この憲法の改正は、連合議会の議員総数の三分の二以上の賛成多数によって改正することができる。
2. この憲法の改正は、連合議会の議員総数の三分の二以上の賛成多数決によって採択され、且つ、各加盟国の憲法上の手続きに従って批准された時に、すべての加盟国に対して効力を生じる。

第 171 条 再審議

1. この憲法の再審議は、連合議会の議員総数の三分の二以上の賛成多数によって行う。
2. 連合議会の議員総数の三分の二以上の賛成多数によって再審議が勧告されたこの憲法の変更は、各加盟国の憲法上の手続きによって批准された時に、すべての加盟国に対して効力を生じる。

第十三章 批准及び署名と効力

第 172 条 批准書

1. この憲法の批准書は、連合及び各加盟国のすべての機関が一部ずつ保管する。
2. この憲法の批准書は、各加盟国の公用語及びその他の文字を持つ諸言語で等しく印刷発行しなければならない。
3. この憲法の批准書は、各加盟国の教育機関及び国民に無償で配分する。

第 173 条 批准と効力発生

1. この憲法は、各加盟国による憲法上の手続きに従って批准されなければならない。
2. この憲法に反した行為に対して、連合政府による軍事的措置を受けても、違憲行為にはならない。

第二部 チベット人の道

チベット国憲法

前文

チベット国は、チベットの独立を回復し、中華・中央アジア諸国連合の構成国として、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観に基く国家構築を決意し、平和で繁栄した国家を構築するために、このチベット国憲法を制定し、これを宣言する。

チベット国は、世界の各国及び各民族の同権の原則に基く平和共存の社会を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭及び摂取を地上から永遠に除去しようとする連合において、名誉ある地位を占めたいと思う。

チベット国は、全世界のすべての人々が等しく恐怖と欠乏及び暴力から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

チベット国は、全世界のすべての国は自国のことのみを専念して他国を無視してはならないのであって、善き道徳及び人類普遍的価値観に基いた政治の法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等且つ平和共存関係を構築するための普遍的責任であるとして認識していると信ずる。

チベット国は、この国家の名誉にかけ、全力を捧げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第一章 共通規定

第1条 目的

1. チベット国は、平和で繁栄した国家を構築し、それを子孫のために維持していく。
2. チベット国は、連合と共にチベットの国防と外交及び安全に関する主権を保障する。
3. チベット国は、近隣諸国及び世界から安心と信頼を持って受け入れてくれるための外交関係を維持する。
4. チベット国は、チベットにおける言語的及び文化的な多様性の尊重と保護を促進し、民族同権の原則に基いて諸民族が等しく平和且つ協力関係のうちに一体感を深めていくために働く。
5. チベット国は、戦争、独裁、隷従、圧迫、偏狭、摂取、テロなど平和を破壊する行為を地上から永遠に除去し、すべての国民が等しく平和のうちに慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観から生じる諸権利を享受できるように努める。
6. チベット国は、地球温暖化及び自然環境破壊の防止を促進し、すべての国民が等しく自然環境と調和の取れた貿易及び経済開発を基礎とする持続可能な平和社会で暮らせるために働く。
7. チベット国は、核兵器を初めとする生物兵器、化学兵器など危険な兵器を禁止又は廃絶して、戦争のない世界を構築するために働く。

第2条 価値観

1. 慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の実現は、チベット国と国民とが共に達成すべき共通の基準である。
2. 前記の普遍的価値観から生じる権利は、何人も差別されることがなく、偏見されることがなく、暴力を受けることがなく等しく享受することができる。但し、如何なる者もこれらの権利を濫用してはならないのであって、常に個人並びに社会に害をもたらす如何なる暴力行為を控え、公共の福祉のためにこれらの権利を利用する責任を

負わなければならない。

第3条 行動原則

チベット国と国民は、この憲法の目的の実現を目指して、次の原則に従って行動しなければならない。

1. チベット国と国民は、世界各国の主権平等と諸民族の同権の原則を基礎において行動しなければならない。
2. チベット国と国民は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の尊重と保護及び発展はあらゆる紛争の解決に当たって最も適合した方法であることを常に自覚して行動しなければならない。
3. チベット国と国民は、この憲法は国家主権及び国民の生命と財産及び社会秩序を守る基本法として共有し、これを常に自覚して行動しなければならない。
4. チベット国と国民は、この国の公的機関はすべての国民に共有する組織として自覚し、行動しなければならない。

第4条 勤務要件

チベット国家公務員は、次の要件に基いて勤務しなければならない。

1. 国家公務員は、何人も生活のために公務員になるのではなく、国民に尽す奉仕の精神を持って勤務しなければならない。
2. 国家公務員は、何人も肩書きなしでも、国民に尊敬と信頼を持って受け入れられるよう勤務しなければならない。
3. 国家公務員は、何人も世の中のために働く人材として、社会の様々な人間との交流を通じて互いの知識や能力を学び合い、それを持って公務のやり方に創造力を起こし、国民に対するサービスをより良く向上させるよう勤務しなければならない。
4. 国家公務員は、何人も空論や法律で決まったルールに縛られず、現場主義で改革及び改善を心掛け、常に一步前進するように勤務しなければならない。
5. 国家公務員は、何人も権限を振り回さず、国民がより良い幸せと平和を実感できるように、いつも自分の仕事に責任を持って勤務しなければならない。
6. 国家公務員は、何人も上司に媚びず、正しいことをやり抜ける姿勢で勤務しなければならない。

第5条 法律の権限範囲

1. 法律又は条例及び規則等は、個人及び社会に対する悪行為の禁止に対してしか権限を持たない。
2. 法律又は条例及び規則等は、悪を抑止し、善を支えるものでなければならない。

第6条 法律の制定権

1. チベット国において、すべての法律は、中央議会が制定する。但し、これを法律として成立するには、大統領の承認を必要とする。
2. 地方自治体は、この憲法又は法律の範囲内で条例又は規則又は規定を制定することができる。

第7条 報酬

1. チベット国のすべての国家公務員は、定められた時にその職務に該当する報酬を受ける。この報酬の額及び増減等の詳細は、チベット国家公務員法によって、これを定める。
2. この報酬の中には、その職務に相応する各種の手当及び退職金などが含まれる。
3. 在職中の国家公務員は、何人もその他の如何なる者からも報酬を受け取ってはならない。

第二章 ダライ・ラマ法王及びパンチェン・ラマ大師とポタラ宮殿

第一節 ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師

第8条 地位

1. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、平和と慈悲及び智慧の象徴である。
2. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、チベット国民の精神的統合の象徴であって、この地位は、永久に存続する。
3. ダライ・ラマ法王は、チベット国の守護神たる観音菩薩の化身であり、チベット国の宗教の最高指導者である。
4. パンチェン・ラマ大師は、阿弥陀仏の化身であり、チベット国の第二位の宗教の最高指導者である。
5. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、チベット国と国民の最高たる根本ラマである。

第9条 地位の継承

1. ダライ・ラマ法王の地位は、観音菩薩の化身として転生認定するものであり、ポタラ宮殿典範及びガデンポタン宮殿典範の定めるところにより、これを継承する。
2. パンチェン・ラマ大師の地位は、阿弥陀仏の化身として転生認定するものであり、ポタラ宮殿典範及びガデンポタン宮殿典範の定めるところにより、これを継承する。

第10条 資格

1. 歴代のダライ・ラマ法王及びパンチェン・ラマ大師は、出身、人種、性別、門地、身分、宗教等の違いに関係無く、チベット仏教・ゲルク派の伝統及びガデンポタン宮殿典範に基いて認定された者でなければ、何人もダライ・ラマ法王又はパンチェン・ラマ大師になることができない。
2. 歴代のダライ・ラマ法王及びパンチェン・ラマ大師は、出身、人種、性別、門地、身分、宗教等の違いに関係無く、チベット仏教・ゲルク派の伝統及びガデンポタン宮殿典範に基いて受戒され、英才教育を受けた者でなければ、何人もダライ・ラマ法王又はパンチェン・ラマ大師になることができない。
3. 歴代のダライ・ラマ法王及びパンチェン・ラマ大師は、仏教の教えの継承と発展及び自分の前世の業績を継承し、それを更に発展させるために、前者は観音菩薩と後者は阿弥陀仏の化身として転生され、認定された者でなければ、何人もダライ・ラマ法王又はパンチェン・ラマ大師になることができない。

第11条 認定権

1. 歴代ダライ・ラマ法王の認定権は、歴代パンチェン・ラマ大師に属する。但し、パンチェン・ラマ大師は、この権限を行使できない状態である時、ガデンポタン宮殿がこの権限を行使する。
2. 歴代パンチェン・ラマ大師の認定権は、歴代ダライ・ラマ法王に属する。但し、ダライ・ラマ法王は、この権限を行使できない状態である時、ガデンポタン宮殿がこの権限を行使する。

第12条 認定権の独立性

1. 歴代ダライ・ラマ法王及び歴代パンチェン・ラマ大師の認定権は、他の如何なる者からも干渉を受けない、独立性を有する。
2. チベット大統領は、この認定権の独立性の保障者である。

第13条 認定方法

1. ダライ・ラマ法王の認定について、パンチェン・ラマ大師若しくはガデンポタン宮殿がチベット仏教・ゲルク派の伝統及びガデンポタン宮殿典範に基いて厳密にダライ・ラマ法王の転生を探し、認定をしなければならない。
2. パンチェン・ラマ大師の認定について、ダライ・ラマ法王若しくはガデンポタン宮殿がチベット仏教・ゲルク派の伝統及びガデンポタン宮殿典範に基いて厳密にパンチェン・ラマ大師の転生を探し、認定をしなければならない。
3. ダライ・ラマ法王又はパンチェン・ラマ大師の転生を認定すると同時に、直ちにその旨に関する声明を公布し、二十四時間以内に大統領に報告する。

第14条 権限

1. ダライ・ラマ法王は、チベット仏教界の各教派及びチベットボン教の最高指導者の最終認定権を行使する。ダライ・ラマ法王によって最終認定された者でなければ、何人もチベット仏教界の各教派及びチベットボン教の最高指導者になることができない。
2. ダライ・ラマ法王は、チベットの宗教及び教育、道徳、倫理の発展、生態環境の保全、政治、経済、外交等に関して、政府に対してダライ・ラマ法王令を発動することができる。ダライ・ラマ法王令は、政府の決定と矛盾した場合、チベット最高裁判所の裁判長がこれを仲介する。十二時間以内に結論が出ない場合、ダライ・ラマ法王令が優先する。
3. ダライ・ラマ法王は、自ら又は代表を通じて政府又は議会の会議に出席し、発言することができる。
4. ダライ・ラマ法王は、自ら又は代表を通じて中央議会又は地方議会に議案を提出することができる。
5. ダライ・ラマ法王は、ポタラ宮殿及びガデンポタン宮殿の職務遂行に当たって、政府に協力を要請することができる。

第15条 任務

1. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、チベット国と国民の最高たる根本ラマの任務を負う。
2. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、チベット仏教の発展を指導する。
3. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、チベット国における宗教会議の議長を務める。
4. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、国民の平和共存及び世界平和を促進する。
5. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、世界の各宗教の指導者及び政治家又は科学者及び学者等との謁見又は交流を行うことができる。
6. ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師は、ダライ・ラマ賞を授与する。賞の分類と内容等は法律で、これを定める。

第16条 代理

1. ダライ・ラマ法王は、自分の職務を遂行できない状態である時、パンチェン・ラマ大師がその職務を代理する。
2. パンチェン・ラマ大師もその職務を代理できない状態である時、ポタラ宮殿の常務理事会がカギュ派、サキヤ派、ニマ派、ボン教の最高指導者の中からダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師の代理を指名する。このように指名された者は、両者の職務が回復できる状態になるまでダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師の権限又は特権及び義務を有し、これを執行する。
3. カギュ派、サキヤ派、ニマ派、ボン教の最高指導者もその職務を代理できない状態である時、ポタラ宮殿の常務理事会が各教派の中で最も権威のある一人の高僧をダライ・ラマ法王又はパンチェン・ラマ大師の代理に指名する。このように指名された者は、ダライ・ラマ法王又はパンチェン・ラマ大師の職務が回復される状態になるまで、その職務を代理し、その権限又は特権及び義務を有し、これを執行する。

第二節 ポタラ宮殿

第17条 地位

1. ポタラ宮殿は、チベット文化の象徴である。
2. ポタラ宮殿は、チベット国の守護神である観音菩薩の住む地であり、観音菩薩の化身として転生され、認定されたダライ・ラマ法王の宮殿である。

第18条 財政

ポタラ宮殿の財政は、国庫から支出される。但し、この支出は、予算に計上して中央議会の議決を経なければならない。

第三節 ポタラ宮殿会議

第19条 構成

1. ポタラ宮殿会議は、チベット国の宗教最高指導者会議であり、ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師が中心となって、ニマ派、サキヤ派、カギユ派、ジョナン派、ボン教の最高指導者とゲルク派のガデンティチェンによって、これを構成する。
2. ポタラ宮殿会議には、大統領及び中央議会の議長並びに三つの省の長が出席し、発言することができる。

第20条 任務

1. チベット仏教及びボン教の普及や発展を主導する。
2. チベット仏教の各教派及びボン教が抱えている問題を協議し、その解決案を作る。
3. チベットの道德教育、自然環境及びその他の社会問題を協議し、その解決案を作る。
4. チベットの宗教最高会議を主催する。

第四節 宗教最高会議

第21条 構成

チベットにおける宗教最高会議は、ダライ・ラマ法王とパンチェン・ラマ大師が中心となって、チベット仏教及びボン教の各教派の指導者及び各寺院の住職及びその他の高僧たちによって、これを構成する。

第22条 宗教最高会議の決議の効果

1. 宗教最高会議においては、ポタラ宮殿会議で作成された各議案を審議し、採択する。
2. 宗教最高会議において採択された決議は、チベットにおけるすべての宗教又はその教派を拘束する。但し、この決議の効果が発生するには、中央議会及び大統領の承認を必要とする。

第三章 チベット国の構成と国旗及び国歌

第一節 チベット国

第23条 定義

歴史上事実として形成して来たチベット三省の領土とこの領土に暮らしている人民と、その領土と人民の生命及び財産の安全を守る主権を有する政府で形成する国をチベット国と称し、通常はチベットと略称する。

第二節 チベット国の構成

第24条 チベット国の構成

1. チベット国は、ウィツァン省とカム省とアムド省の三つの省によって、これを構成する。
2. ウィツァン省は、現在のチベット自治区である。
3. カム省は、現在の四川省の阿巴チベット族チャン族自治州と甘孜チベット族自治州と木里チベット族自治县及び雲南省の迪慶チベット族自治州である。
4. アムド省は、現在の青海省及び甘肅省の天祝チベット族自治县と甘南チベット族自治州である。

第25条 チベット国の統治機構

チベット国の統治機構は、三権分立の原則に基いて、立法機構と行政機構及び司法機構によって、これを構成する。

第三節 国旗と国歌及び首都

第26条 雪山ライオン旗

1. 雪山ライオン旗は、チベット国の国旗である。

2. この国旗は、チベット全土におけるすべての公的機関の前に立てなければならない。

第27条 国旗の意味と象徴

1. 中央の白い三角形の雪山は、雪山に囲まれているチベット国の国土を表す。
2. 雪山の頂上に金色で輝く太陽は、チベット国憲法を象徴し、その光線は、チベット国民がこの憲法から生じる権利を等しく享受することを表す。
3. 空に六つの赤い光線が輝くのは、チベット人の起源となった六つの氏族を象徴する。
4. チベット人の起源を表す六つの赤色の光線と空の濃い青色は、チベットの二つの守護神の堅い決意により、宗教と政治の任務が護られていることを表す。
5. 雪山の斜面に一對のスノーライオンの勇ましい姿は、宗教と政治の任務が完全な勝利を収めることを表す。
6. 一對のライオンが支えている三つの輝く宝石は、チベット国民は精神的な拠り所となる三宝に対する尊敬の念を象徴する。
7. 一對のライオンが円形で三色の宝物を持つのは、チベット国民が十善法と十六人道浄法及びチベット国憲法を中心とする法を遵守し、擁護していることを表す。
8. 黄色の縁取りは、仏教を中心とする十善法と十六人道浄法及びチベット国憲法がチベットの三つの省の大地において永遠に栄えることを表す。
9. 縁取りのない一箇所は、仏教を中心とする十善法と十六人道浄法及びチベット国憲法の扉は常に世界に対して広く開放していることを表す。

第28条 国歌

1. チベット国の国歌は、…である。
2. …の歌詞及び楽曲は、別記の第一と第二の通りである。

第29条 首都

チベット国の首都は、ラサである。

第四章 チベット国の政治制度

第30条 政治制度の原則

チベット国の政治は、自由民主主義及び三権分立の原則に基いて、立法機構と行政機構及び司法機構の三つの機構によって、これを構成する。

第31条 政治仕組みの原則

一本の果樹の仕組みをチベット国の政治仕組みの模範に設定する。果樹は、根、主幹、主枝、側枝及びその他の細かい枝並びに葉、実によって形成し、それらが土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーを互いに供給する関係によって正常に成長している。同様、チベット国の政治は、中央政府と地方政府と国民とが慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観を互いに提供する関係によって、正常なチベット国を構築するものとしなければならない。この関係を相互依存の法則を定義し、この法則に基いてチベット国の政治仕組みを形成する。

第32条 政治運営の原則

前記の法則を以って、チベット国の政治は、次の原則に基いて運営する。

1. 一本の果樹をチベット国の模範に設定する。
2. 果樹の根をチベット国憲法の模範に設定する。果樹は、根が土、水など清潔な自然エネルギーの栄養を吸収し、それを主幹に供給することによって正常に成長している。同様、チベット国は、チベット国憲法が慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観を吸収し、それを政府に供給することによって正常な国を構築するものとしなければならない。
3. 果樹の主幹を中央政府の模範に設定する。果樹は、主幹が根から土、水など清潔な自然エネルギーを吸収し、それを主枝に供給することによって正常に成長している。同様、チベット国は、中央政府がチベット国憲法から慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の内容を吸収し、それを地方政府及び非

- 政府組織に供給することによって正常な国を構築するものとしなければならない。
4. 果樹の主枝を三つの省の模範に設定する。果樹は、主枝が主幹から土、水など清潔な自然エネルギーを吸収し、それを側枝及びその他の細かい枝に供給することによって正常に成長している。同様、チベット国は、三つの省が中央政府から慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の内容を吸収し、それを市、州、県、鎮、郷、村の公的又は非公的な機構又は組織に供給することによって正常な国を構築するものとしなければならない。
 5. 果樹の側枝及びその他の細かい枝を市、州、県、鎮、郷、村の公的又は非公的な機構又は組織の模範に設定する。果樹は、側枝及びその他の細かい枝が主枝から土、水など清潔な自然エネルギーの栄養を吸収し、それによって葉を作っている。同様、チベット国は、市、州、県、鎮、郷、村の公的又は非公的な機構又は組織が省から慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の内容を吸収し、それによってインフラ整備や公共サービスを供給するものとする。
 6. 果樹の葉をインフラ整備や公共サービスの模範に設定する。果樹は、土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーの栄養をバランス良く吸収した葉の存在によって美しくなっている。同様、チベット国は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観に基くインフラ整備や公共サービスの供給によって美しい国を構築するものとしなければならない。
 7. 果樹の実を国民の模範に設定する。果樹は、土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーの栄養を十分吸収した実の存在によって、その意義が成立している。同様、チベット国は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観から生じる権利を十分享受した国民の存在によって、その意義が成立するものとしなければならない。
 8. 土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーの栄養を慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の模範に設定する。果樹は、土、水、太陽光、酸素など清潔な自然エネルギーの栄養を吸収した根、主幹、主枝、側枝、葉、実等によって、それが正常に機能している。同様、チベット国は、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配等人類普遍的価値観から生じた権利を吸収した憲法、公的又は非公的な機構及び組織、国民によって、それが正常に機能するものとしなければならない。
 9. 実は一方向的に果樹の側枝や主枝及び主幹等に依存しているのではなく、逆に側枝や主枝及び主幹並びに根に太陽光や酸素など清潔な自然エネルギーを供給している。同様、国民は一方向的に公的又は非公的な機構又は組織に依存するのではなく、逆に公的又は非公的な機構又は組織に対し、慈悲、博愛、自由、民主、平等、公平、公正、法の支配など人類普遍的価値観の内容を供給できるものでなければならない。

第五章 立法機構

第一節 機構名

第 33 条 議会

1. チベット国の立法機構を議会と称する。
2. チベット国の最高立法機構をチベット国中央議会と称し、略称を中央議会とする。
3. チベット国の省、市、州、県、鎮、郷、村等の地方自治体の議会を地方議会と称する。

第二節 中央議会と地方議会

第 34 条 構成

中央議会及び地方議会は、上院議院と下院議院の二院制によって、これを構成する。

第 35 条 地位

1. 中央議会は、チベット国の最高権力機関であり、チベット国全土を統合する唯一の立

法機関である。

2. 地方議会は、当該地方における最高権力機関である。

第36条 立法権

1. チベット国の立法権は、中央議会に属する。
2. 地方議会は、この憲法又は法律の範囲内において条例又は規定及び規則を制定することができる。但し、この条例又は規定及び規則は法的拘束力を持つものとして成立するには、中央議会と大統領の承認を得なければならない。

第37条 議員の定員数

1. 中央議会の議員の定数は、三つの省から等しく100名ずつ選出された議員の総数で、これを構成する。三つの省から選出された100名議員の中で、50名は上院議院の議員の資格を有し、50名は下院議院の議員の資格を有する者でなければならない。
2. 地方議会の議員の定数は、省法で定める。但し、その定数は、中央議会の承認を必要とする。
3. 中央議会及び地方議会の各議院の定数の中において、最低三十%は女性の議員でなければならない。

第38条 議員の資格・任期・定年・辞任・資格喪失

1. 中央議会における上院議院の議員の年齢は、満四十歳に達していない者且つチベット国民でない者、又はチベット国民となって十年に満たない者及び選挙の時にチベット国民でない者は、何人も上院議院の議員になることができない。
2. 中央議会における下院議院の議員の年齢は、満三十歳に達していない者且つチベット国民でない者、又はチベット国民となって十年に満たない者及び選挙の時にチベット国民でない者は、何人も下院議院の議員になることができない。
3. 地方議会における上院議院の議員の年齢は、満三十歳に達していない者且つチベット国民でない者、又はチベット国民となって十年に満たない者及び選挙の時にチベット国民でない者は、何人も地方議会の上院議院の議員になることができない。
4. 地方議会における下院議院の議員の年齢は、満二十五歳に達していない者且つチベット国民でない者、又はチベット国民となって十年に満たない者及び選挙の時にチベット国民でない者は、何人も地方議会の下院議院の議員になることができない。
5. 犯罪歴を有する者は、何人も中央議会及び地方議会の議員になることができない。
6. 就任の際において、就任宣誓を拒む者、又は就任宣誓書への署名を拒む者は、何人も中央議会及び地方議会の議員になることができない。
7. 中央議会及び地方議会の両議院の議員の任期は、等しく一期四年とし、四年ごとに改選する。
8. 中央議会及び地方議会における両議院の議員の定年は、等しく満七十五歳とする。但し、体力に応じて、その定年の前に退職し、又は定年を最長満八十歳まで延期することができる。
9. 中央議会及び地方議会の両議院の議員は、自分が所属する議院の議長に宛てた自筆の書面により、その議席を辞任することができる。この場合、当該議員の議席は、次期の改選まで欠員となる。
10. 中央議会及び地方議会の両議院は、個々その議員の資格に関する訴訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
11. 中央議会及び地方議会の両議院において、議員の資格喪失が生じた場合、当該議員の議席は、次期の改選まで欠員となる。

第39条 議会の原則

1. 国民代表の原則
中央議会及び地方議会における両議院の議員は、如何なる者の指示に従う必要がなく、チベット国民の代表として、各自の判断で意思表明を行わなければならない。

2. 審議の原則
チベット国の政治の形骸化及び腐敗を防止し、政治を十分機能させるために、中央議会及び地方議会のすべての議案は慎重且つ厳格に審議を行わなければならない。
3. 行政監督の原則
中央政府及び地方自治体政府の行政を十分機能させるために、中央議会及び地方議会は、中央政府及び地方自治体の政府の行政を効果的に監督しなければならない。

第40条 議席付与の要件

1. 中央議会において、この憲法の第37条の規定に基づいて三つの省の経済的、人口的な差に関係無く、各省に対して同数の議席を付与する。
2. 地方議会における議席付与の要件は、省の省法で定める。但し、その付与は、公平且つ公正でなければならない。
3. 中央議会及び地方議会における議席の配備は、議会法によってこれを定める。

第41条 議席・投票権

中央議会及び地方議会の両議院における各議員は、等しくそれぞれ一つずつの議席と一票の投票権を有する。

第42条 中央議会及び地方議会の議長

1. 中央議会の議長及び副議長の選定権は、中央議会の上院議院に属する。上院議院は、上院議院の議員の中から中央議会の議長と副議長を選定する。
2. 地方議会の議長及び副議長の選定権は、地方議会の上院議院に属する。地方議会の上院議院は、上院議院の議員の中から地方議会の議長と副議長を選定する。
3. 中央議会の議長は、中央議会における会議及び審議で議長を務める。
4. 地方議会の議長は、地方議会における会議及び審議で議長を務める。
5. 死亡や辞任及びその他の理由により、議長が欠けた場合、副議長が議長の職務を代理する。
6. 中央議会の議長又は地方議会の議長は何らかの理由によって、議長席を連続二十四時間以上欠席する場合、副議長がその欠席期間中に議長の職務を代理する。
7. 中央議会及び地方議会の議長と副議長が何らかの理由によって、同時に議長席及び副議長席を連続二十四時間以上欠席する場合、上院議院は、上院議院の議員の中から議長及び副議長の代理を選定する。このように選定された議員は、議長及び副議長が欠席している間、議長及び副議長のすべての権限や特権及び義務を有し、これを執行する。

第43条 両議院の議長及び役員を選出

中央議会及び地方議会の両議院の議長及び役員は、各議院の議員の投票によってこれを選定する。

第44条 議員及び選挙人の資格・改選

1. 中央議会及び地方議会における両議院の議員及びその選挙人の資格は、チベット国家公職選挙法でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって、これを差別されない。
2. 中央議会及び地方議会における両議院の議員の改選は、一期目満了最低六ヵ月前から開始する。

第45条 特権・禁止事項・懲罰

1. 中央議会及び地方議会におけるすべての議員は、法律の定める場合を除いては、議会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その所属議院の要求があれば、会期中にこれを釈放しなければならない不逮捕特権を有する。
2. 中央議会及び地方議会におけるすべての議員は、議会で行った演説、討論又は表決について、その外での責任を問われない免責特権を有する。
3. 中央議会及び地方議会のすべての議員は、何人も同時に両議院の議員になることができない。

4. 中央議会及び地方議会のすべての議員は、何人も同時に院外での職を兼ねることができない。
5. 中央議会及び地方議会の両議院は、議会法に基いて各議院の規則を定める。
6. 中央議会及び地方議会の各議院の議員は、議会法又は個々議院の規則を違反した場合、当該議会の議長はその違反者を懲罰することができる。但し、その違反者の議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の賛成多数による議決を必要とする。

第46条 中央議会の任務と権限

1. 中央議会は、戦争、侵略、人権侵害、テロ等の犯罪行為の処罰に関する法律を定める。
2. 中央議会は、核兵器、生物兵器及び化学兵器等危険な兵器の廃絶又は禁止に関する法律を定める。
3. 中央議会は、チベット国における警察用の兵器とその技術の拡散防止及び管理又は使用等に関する法律を定める。
4. 中央議会は、チベット国における民族、経済などを巡る紛争を調査研究し、その解決に関する法律を定める。
5. 中央議会は、チベット国における文化的及び言語的な多様性を調査研究し、その保護に関する法律を定める。
6. 中央議会は、地球温暖化及び自然環境破壊等の問題を調査研究し、その保護に関する法律を定める。
7. 中央議会は、チベット国家公務員法、国家公職選挙法、国防法、議会法、裁判法、教育法、警察法、国籍法、行政法、通商法、民事及び刑事、自然資源の開発と管理、自然生態系の保護、税、貨幣の铸造とその価値、物価等に関する法律を定める。
8. 以上の任務を遂行するために、中央議会は、専門学者との共同チームを組織し、若しくは専門機関又は補助機関及び支部を設置することができる。但し、これには、大統領の承認を必要とする。

第47条 地方議会の任務と権限

地方議会の任務と権限は、法律に基いて省法がこれを定める。

第48条 国政調査権

1. 中央議会又は地方議会は、任務遂行に当たって、自己の権限が及ぶ政府の行政に関する違憲行為について、必要な証拠を取り調べる権利を有する。これに関して、中央議会又は地方議会は、証人の出頭及び証言又は記録の提出を要求することができる。
2. 中央議会又は地方議会による国政調査権を行使する時、原則として調査対象の最高責任者に対する事前連絡を必要とする。但し、重大且つ必要に応じて非公開でこの権限を行使することができる。
3. 国政調査権の行使に関して、中央議会又は地方議会の議長は、国政調査令を発動する。

第49条 議会の権限に対する制限

1. 中央議会及び地方議会は、違憲行為及び違憲国政にしか干渉してはならない。
2. 中央議会及び地方議会は、この憲法に反する法律又は条例等を定めてはならない。
3. 中央議会及び地方議会は、すべての支出を法律又は条例で定めた歳出予算に従って実行しなければならない。
4. 中央議会及び地方議会は、すべての公金の支出入りに関する報告及び決算を随時公表しなければならない。
5. 中央議会及び地方議会は、特定組織又は特定人物に対して特権又は優遇政策を付与してはならない。
6. 中央議会及び地方議会の議員は、如何なる者からも贈与、報酬、賄賂、公職、称号などを受け取ってはならない。

第50条 憲法の解釈権

この憲法の解釈権は、中央議会に属する。

第51条 議案・発案権

1. 中央議会の議案の中には、中央議会において審議し、採択すべき法律案、予算案などが含まれる。
2. 地方議会の議案の中には、地方議会において審議し、採択すべき条例案、予算案などが含まれる。
3. 議案の発案権は、発案権の要件に基いて国民に等しく開放しなければならない。
4. 中央議会及び地方議会の外部からの議案は、政府の行政機関の窓口を通して、まず、下院議院の議長に送付する。議案の受付期間中に、全国の行政機関が議案受付窓口を設置する。
5. 下院議院は、審議すべきでない議案を受理しない。この区別は、法律の定める要件に基いて行政機関の議案審査専門機関が行い、判断する。

第52条 発案権の要件

1. 議案は、指定用紙で書面化されたものでなければ受理しない。議案提出用の指定用紙は、行政機関の専用窓口から受け取る。
2. 中央議会又は地方議会の議員は、個人の立場で発案する場合、自分が所属する議院において三分の一以上の議員による賛同を得た議案でなければ、何人もこの発案権を行使することができない。
3. 国民は、個人の名義又は団体の名義で発案する場合、少なくとも一千人以上の投票権を有する国民の賛成を得た議案でなければ、この発案権を行使することができない。
4. 議案は、チベット国の公用語で記載されたものでなければ、この発案権を行使することができない。但し、他の言語で発案することができる。この場合、それを公用語と共に提出しなければならない。

第53条 議案の受理・審査・審議・承認の期間

1. 議案の受理期間は、休日及び祝日を除いて毎年一月の初日から終日までの一ヶ月間とする。この期間外に提出された議案は、緊急事項でない限り、受理しない。
2. 議案の審査期間は、休日及び祝日を除いて毎年二月の初日から五月の終日までの四ヶ月間とする。審査の結果、不適切となった議案は、その異議を付して提案者に返付する。議案の最終審査は、議案審査法に基いて下院議院における議案審査専門機関が行う。
3. 議案の審議期間は、休日及び祝日を除いて毎年三月の初日から十二月の終日までの十ヶ月間とする。一件の議案の審議期間は、審議開始の時間から七十二時間以内とする。
4. 議案の審議は、下院議院において先議する。但し、下院議院において議案審議の規定時間を超えた場合、下院議院の議長は、当該議院が当該議案を可決した時と同様に議決した議案として宣言し、上院議院の議長に提出することができる。
5. 上院議院において、議案審議の規定期間を超えた場合、上院議院の議長が当該議案を可決した時と同様に議決した議案として宣言し、中央政府においては中央議会の議長に、地方自治体の政府においては地方議会の議長に提出することができる。

第54条 審議の原則・表決・承認・宣言

1. 一度に一件の議案を審議し、決議する。複数の議案を同時に審議しない。
2. 議決した議案を再度討論しない。
3. 議案の決議の結果には責任が伴う。
4. 議案を議決するに必要な議員の定足数は、個々議院において三分の二以上の議員の出席を必要とする。但し、定足数に満たない時は、個々議院の議長は、議会法に基づく権限を行使して、欠席議員に対して出席を強制することができる。
5. 議案の表決は、両議院の議長を除く出席議員の過半数の表決で決定する。可否同数の場合に限り、個々議院の議長が一票を投じて可否を決定する。
6. 中央議会の議決として可決した議案は、まず、中央議会の議長が当該議案は中央議会の議決であることを宣言したうえで、迅速に大統領に送付し、大統領の承認を求める。

7. 地方議会の決議として可決した議案は、まず、地方議会の議長が当該議案は当該地方議会の決議であることを宣言したうえで、迅速に当該地方の長に送付し、当該地方の長の承認を求める。
8. 中央議会の議決として可決された議案は、大統領の承認を得なければ、法律として成立しない。
9. 地方議会の議決として可決された議案は、当該地方自治体の長の承認を得なければ、条例又は規則又は規定として成立しない。
10. 大統領は、中央議会の議決を法律として承認する時、署名して中央議会の議長に返付する。承認しない時、その異議を付して、中央議会の議長に返付する。
11. 地方自治体の長は、地方議会の議決を条例又は規則又は規定として承認する時、署名して当該地方議会の議長に返付する。承認しない時、その異議を付して、当該地方議会の議長に返付する。
12. 大統領による議決の承認は、規定時間を超えた場合、中央議会の議長は、大統領による承認期間を無効と宣告し、当該議決は、大統領が承認した時と同様に法律として成立させることができる。
13. 地方自治体の政府の長による議決の承認は、規定時間を超えた場合、当該地方議会の議長は、当該地方自治体の政府の長による承認期間を無効と宣告し、当該議決は、当該地方自治体の政府の長が承認した時と同様に条例として成立させることができる。
14. 法律として成立した議案は、中央議会の議長がそれは法律として成立したことを宣言し、大統領は、当該法律がチベット全土において効力を生じることを公布する。
15. 条例又は規則又は規定として成立した議案は、当該地方議会の議長がそれは条例又は規則又は規定として成立したことを宣言し、当該地方自治体の長は、当該条例又は規則又は規定が当該地方において効力を生じることを公布する。

第 55 条 審議の公開・会議録・表決の記載

1. 中央議会及び地方議会における審議又は会議は、すべて公開とする。秘密会は、これを許されない。
2. 中央議会及び地方議会におけるすべての審議及び会議を記録保存し、これを公表し、且つ一般頒布する。
3. 中央議会及び地方議会又はその各議院の議員の表決について、出席議員の三分の二以上の要求があれば、当該議員の表決を会議録に記載する。

第 56 条 上院議院の優越権

チベット国の意思形成の過程において、上院議院は次の優越権を有する。

1. 緊急事項に対する対応措置について、上院議院は、下院議院における審議を後回して先議し、採択することができる。緊急事項の中には、侵略や虐殺行為及び民族紛争、領土侵犯、テロ又は自然災害及び感染症、核兵器、生物兵器、化学兵器の製造及び実験又は拡散等国民の生命と財産の安全に対する脅威の恐れのある事項が含まれる。
2. 前記の緊急事項に関して、大統領又は地方自治体の長が上院議院の緊急会議を召集し、緊急事項の報告を受けてから十二時間以内に対応措置を決めなければならない。
3. 前記の緊急事項に関して、中央議会は大統領に対し、地方議会は地方自治体の長に対し、特別な権限を与えることができる。

第 57 条 議員の公務就任宣誓

中央議会の議員は中央議会の全体会議において、地方議会の議員は地方議会の全体会議において、その公務就任に先立ち、自分の議席でチベット国憲法の上に左手と自分の胸に右手を置いて、以下の宣誓を行い、宣誓書に署名しなければならない。

「私は、チベット国の平和とすべての国民が苦しみと苦しみの元から離れて、幸せと幸せの元を得られるために、チベット国憲法及びその他の法律又は国際法を遵守且つ擁護し、私の義務を切実に遂行し、自らの力を人々に正義を行うために捧げることを誓約する。」

第 58 条 弾劾

中央議会及び地方議会の議員は、何人も反逆罪、収賄罪又は贈賄罪及びその他の犯罪又は不正行為により弾劾され、有罪の判決を受けた時は、その職を罷免される。

第 59 条 議員不信任決議の効果

中央議会及び地方議会の議員は、何人も在職中に所属議院において議員不信任決議が採択された時には、十日以内に辞職しなければならない。但し、その決議は、法律の根拠に基いたものでなければならない。

第六章 行政機構

第一節 機構名

第 60 条 中央政府と地方政府

チベット国の最高行政機構を中央政府と、地方自治体の行政機構を地方政府と称する。

第二節 中央政府と地方政府

第 61 条 構成

1. 中央政府は、大統領一人と副大統領一人及びその他の各大臣によって、これを構成する。
2. 地方政府は、地方自治体の法律で、これを定める。

第 62 条 行政権

1. チベット国の行政権は、大統領に属する。
2. この行政権は、中央及び地方のすべての行政機構を拘束することができる。

第 63 条 義務

1. 中央及び地方政府は、チベット国の国家主権及び国民の生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に務める義務を負わなければならない。
2. 中央及び地方政府は、災害を予防し、その危険から国民を保護するよう努めなければならない。
3. 身体障害者及び疾病、老齢その他の事由により生活能力がない国民は、法律の定めるところにより、政府の保護を受ける。
4. 中央政府は、省間又は市、州、県、鎮、郷、村間の経済力の差を調整し、均衡化するために努めなければならない。

第 64 条 定年

中央及び地方政府のすべての公務員の定年は、満七十五歳とする。この年齢に達すると退職しなければならない。但し、体力に応じてその前を定年とし、又は満八十歳までを定年とすることができる。

第三節 大統領

第 65 条 地位

1. 大統領は、チベット国の政治的最高指導者であり、外国に対して国家を代表する。
2. 大統領は、チベット国民の生命と財産の安全を守る最高の保障者である。
3. 大統領は、チベット国の独立と主権を守る最高の保障者である。
4. 大統領は、チベット国憲法の最高の保障者である。

第 66 条 選挙権と被選挙権

1. 大統領の選挙権は、チベット国民に属する。
2. 大統領の被選挙権は、人種、信条、性別、社会的身分、門地、財産又は収入等に関係無く、被選挙人の資格を有するすべてのチベット国民に等しく開放する。

第 67 条 被選挙人の資格

1. 大統領及び副大統領の被選挙人は、文民でなければ、何人も大統領又は副大統領にな

- ることができない。
- チベット国民でない者、又は、満四十歳に達していない者、又は、チベット国籍法によって定められているチベット国民たる要件を満たしていない者は、何人も大統領又は副大統領の職に就く資格を有しない。
 - チベット国の公用語による職務遂行に支障が出る者は、何人も大統領又は副大統領の職に就くことができない。
 - 犯罪歴を有する者は、何人も大統領又は副大統領になることができない。
 - 就任の際において、就任宣誓を拒む者又は宣誓書に署名を拒む者は、何人も大統領又は副大統領の職に就くことができない。

第 68 条 選出方法の原則

- 大統領選は、予備選と決選の二段階に分けて行い、予備選は三つの省において普通選挙制で実施し、決選は中央議会において実施する。各省の予備選において、第一位の票数を獲得した者のみが決選に出る資格を有する。
- 予備選は、国家公職選挙委員会による厳格な監督の下で各省において行う。
- 決選は、次の手順で執行する。
 - 予備選において各省でそれぞれ第一位の票数を獲得した者とその得票数を記した名簿を作成し、これに署名し、認証した上で封印し、中央議会の議長に送付する。
 - 中央議会の議長は、中央議会において大統領の決選を指揮する。
 - 決選において、第一位の票数を得た者が大統領と、第二位の票数を得た者が副大統領となる。
 - 決選において、複数の者が過半数の票を獲得し、若しくは複数の者が同数の票を獲得した時は、中央議会の議長が一票を投じて可否を決定する。中央議会の議長は、このように選定された者の中で、第一位の票数を得た者が大統領と、第二位の票数を得た者が副大統領となることを宣言する。
- 大統領の予備選及び決選の時期と投票日は、国家公職選挙委員会が定めて通告する。但し、予備選の時期と投票日は、チベット国全土を通じて同一しなければならない。

第 69 条 就任宣誓

- 大統領は、その公務遂行に先立ち、就任式の時にダライ・ラマ法王と最高裁判所の裁判長の面前において、チベット国憲法のうえに左手と、自分の胸に右手を置いて、以下の宣誓を行い、宣誓書に署名しなければならない。

「私は、チベット国の平和と安全の主権を守り、国民が苦しみと苦しみの元から離れて、幸せと幸せの元を得られるために、チベット国憲法及びその他の法律又は国際法を遵守且つ擁護し、私の大統領の義務を切実に遂行し、自らの力を人々に正義を行うために捧げることを誓約する。」
- 副大統領は、その公務遂行に先立ち、就任式の時にダライ・ラマ法王と最高裁判所の裁判長及び大統領の面前において、チベット国憲法のうえに左手と、自分の胸に右手を置いて、以下の宣誓を行い、宣誓書に署名しなければならない。

「私は、チベット国の平和と安全の主権を守り、国民が苦しみと苦しみの元から離れて、幸せと幸せの元を得られるために、チベット国憲法及びその他の法律又は国際法を遵守且つ擁護し、大統領の補佐として、副大統領の義務を切実に遂行し、自らの力を人々に正義を行うために捧げることを誓約する。」

第 70 条 就任式・就任演説

- 大統領及び副大統領の就任に先立ち、その公職を祝福する儀式を行う。就任儀式の詳細は、法律でこれを定める。
- 就任式の際、まず、前大統領から新大統領へのその権限及び職務の交代式と、前副大統領から新副大統領へのその権限及び職務の交代式を行う。
- 就任式後、大統領は就任演説を行う。

第71条 大統領の教書

1. 大統領は、就任三ヶ月以内に中央議会に意思を伝達するために教書を読み上げなければならない。この教書について、中央議会において討論を行わない。
2. 大統領は、大統領の教書に関して、中央議会の会議を召集し、発言することができる。但し、大統領の発言及び声明について、中央議会において討論することができるが、票決の対象としない。

第72条 任務・権限

1. 大統領は、次の主な任務を負う。
 - ① 中華・中央アジア諸国連合との連携でチベット国の外交と国防及び安全の主権を守り、これを保障する。
 - ② チベット国民の生命と財産の安全を守り、その福祉を推進する。
 - ③ 中央政府の直轄する市及び行政各部門の指揮及び監督を行う。
 - ④ 中央議会への法案又は予算案等を提出する。
 - ⑤ チベット国の国政に関する状況を中央議会に報告する。
 - ⑥ 中央議会において可決された法案について、承認又は批准の署名、又は否認の拒否権の発動又は再審議の要求を行う。
 - ⑦ 中央議会において可決された法を執行する。
 - ⑧ 各省の長を召集し、チベット国の国政に関する省長会議で議長を務める。
 - ⑨ 大統領賞を授与する。賞の分類と内容は、法律で定める。
 - ⑩ その他のチベット国の国政に関する事項についての指揮監督を行う。
2. 前記の任務を遂行するために、大統領は、下記の権限又は特権を有する。
 - ① 大統領は、チベット国の行政権を行使する。
 - ② 大統領は、中央政府の各大臣を任命する。
 - ③ 大統領は、法律又は法律の根拠に基づいて中央政府の大臣を罷免する。
 - ④ 大統領は、職務遂行に当たって、専門機関又は補助機関等を設置することができる。但し、これらの機関を設置するには、中央議会の承認を必要とする。
 - ⑤ 大統領は、中央議会において可決された法案に拒否権を発動することができる。但し、拒否の理由は、法律の根拠に基いたものでなければならない。
 - ⑥ 大統領は、チベット国において生じたテロ又は侵略行為又は人権侵害など違憲行為若しくは感染症又は天災等について、中央議会の承認を後回して、大統領令を発し、又は連合政府に対して緊急援助を要請することができる。
 - ⑦ 大統領は、職務遂行に当たって、副大統領及び中央政府の各大臣を初めとする行政各部門の公務員及び地方政府の長に直接業務命令を下すことができる。
 - ⑧ 大統領は、随時、中央議会の議長又は連合大統領及び連合議会に対して、チベット国の状況に関する情報を提供し、必要且つ適当と判断する施策を審議するよう勧告することができる。
 - ⑨ 大統領は、非常の場合には、中央議会の会議を召集することができる。
 - ⑩ 大統領は、中央議会の承認を得て、連合と共に各加盟国間若しくはその他の外国との間に条約又は協定の締結を促進し、又はそれを締結する権限を有する。

第73条 大統領令・政令

1. 大統領は、侵略、テロ、虐殺、人権侵害、感染症等の重大な災害について、大統領令を発動することができる。大統領令は、それが及ぶすべての関係者を拘束する。
2. 大統領は、法律の執行に当たって、政令を発する。政令は、大統領の承認を得て、中央政府の大臣が発することができる。政令は、それが及ぶすべての関係者を拘束する。

第74条 任期・改選・継承・代理

1. 大統領及び副大統領の任期は、一期五年とし、三期までの大統領選に立候補することができる。
2. 新しい大統領の予備選は、現職大統領の任期満了までの最低百二十日前と最大百八

十日前と、決選は、現職大統領の任期満了までの最低六十日前と最大百二十日前に行う。

3. 大統領の立候補が立候補届出締切日の前七日の間に死亡若しくは執務不能となった場合には、国家公職選挙委員会が選挙の延期を決定し、それを宣告する。この場合、現職大統領が新しい大統領を選出されるまで大統領の公務を継続する。
4. 大統領が罷免された時、又は死亡若しくは辞職し、又はその職権及び義務を遂行する能力を失った時、又は連続二十四時間以上欠席する場合、副大統領が大統領の執務不能の状態が解消される時まで大統領の職務を引き受ける。
5. 副大統領が罷免された時、又は死亡若しくは辞職し、又はその職権及び義務を遂行する能力を失った時、又は連続二十四時間以上欠席する場合、大統領が上院議院の議員の中から一人の議員を副大統領に指名する。このように指名された者は、副大統領の問題が解消されるまで副大統領の職務を引き受ける。
6. 大統領及び副大統領が同時に罷免された時、又は死亡若しくは辞職した時には、中央議会の議長が上院議院の議員の中から大統領と副大統領を指名する。このように指名された者は、大統領及び副大統領の問題が解消されるまで現職大統領及び副大統領の職務を引き受ける。
7. 大統領が自ら大統領の権限を行使し、職務を遂行することができない旨を宣言した書面を中央議会の議長に送付した時は、大統領が自ら職務を遂行できる状態にある旨を宣言した書面を中央議会の議長に送付するまでの間、副大統領が大統領の職務を代理する。
8. 副大統領が自ら副大統領の権限を行使し、職務を遂行することができない旨を宣言した書面を大統領に送付した時は、副大統領が自ら職務を遂行できる状態にある旨を宣言した書面を大統領に送付するまでの間、大統領は中央議会の上院議員の議員の中から一人を副大統領の代理として指名する。

第 75 条 弾劾

大統領又は副大統領を初めとする中央及び地方のすべての公務員は、反逆罪、収賄罪又は、贈賄罪及びその他の犯罪及び非行により弾劾され、有罪の判決を受けた時は、その職を罷免される。

第 76 条 大統領不信任決議の効果

大統領又は副大統領は、在職中に中央議会において大統領不信任決議案が採択された時には、十日以内に辞職をしなければならない。但し、その決議は、法律の根拠に基いたものでなければならない。

第 77 条 大統領令と法律の優先順位

大統領令と中央議会による法律が矛盾した場合、最高裁判所の裁判長がこれを仲介する。十二時間以内に結論が出ない場合、大統領令が優先する。

第四節 一般行政公務員

第 78 条 定義

大統領と副大統領及び地方自治体の長を初めとする中央及び地方政府の行政各部門の長を除く、その他のすべての行政職員を一般行政公務員と定義する。

第 79 条 構成

一般行政公務員は、行政専門職員で、これを構成する。

第 80 条 採用方法

一般行政公務員は、チベット全国統一の行政公務員試験を通じて採用しなければならない。

第 81 条 資格

一般行政公務員となる資格は、下記の要件に基いて人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入等に関係無く、すべてのチベット国民に等しく開放する。

1. 行政公務員試験を受験する際において、満十八歳に達していない者は、何人も一般行政公務員になることができない。
2. 行政公務員試験を受験する際において、チベット国民でない者、又は、チベット国民となって満五年に達していない者は、何人も一般行政公務員になることができない。
3. 犯罪歴を有する者は、何人も一般行政公務員になることができない。
4. 就任の際において、就任宣誓書に署名を拒む者は、何人も一般行政公務員となることができない。

第 82 条 宣誓書への署名

一般行政公務員は、就任手続きを行う際において、次の内容が記載されている宣誓書に自筆で署名しなければならない。

「私は、チベット国の平和と安全の主権を守り、国民が苦しみと苦しみの元から離れて、幸せと幸せの元を得られるために、チベット国憲法及びその他の法律又は国際法を遵守且つ擁護し、私の義務を切実に遂行し、自らの力を人々に正義を行うために捧げることを誓約する。」

第 83 条 兼職禁止・懲罰・罷免

1. 一般行政公務員は、何人も同時に自分が属する行政機関外での職を兼ねることができない。
2. 一般行政公務員は、何人もチベット国憲法並びにチベット国家公務員法及びその他の法律又は規則を違反した場合、その所属部門の長が自分の部下となるその公務員を懲罰し、又は罷免させることができる。

第 84 条 辞職

一般行政公務員は、何人も自分が所属する行政部門の長に宛てた自筆の書面により、その職を辞職することができる。

第七章 司法機構

第 85 条 定義と構成

1. チベット国の司法機構を裁判所と称する。
2. チベット国の裁判所は、最高裁判所と地方裁判所によって、これを構成する。

第 86 条 司法権

チベット国の司法権は、最高裁判所又は地方裁判所の裁判長に帰属する。

第 87 条 司法権の権限が及ぶ範囲

司法権は、下記の諸事件に及ぶ。

1. この憲法及び法律又はその権限に基いて他の国との間に締結され、又は、将来締結される条約等の下で発生するすべての事件。
2. チベット国が当事者である争訟。
3. 国政の違憲行為。
4. その他の個人及び非政府組織の違憲行為。

第 88 条 司法権の独立性

1. 司法権は、その他の如何なる権力からも干渉を受けない、独立性を有する。
2. 大統領は、この司法権の独立性の保障者である。

第 89 条 違憲審査制

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則等の執行又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第 90 条 裁判所の規定制定権

1. 最高裁判所は、訴訟に関する手続き、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理等に関する事項について、規則を定める権限を有する。
2. 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
3. 最高裁判所は、地方裁判所に関する規則を定める権限を地方裁判所に委任すること

ができる。

第91条 裁判官の資格

法学の高等教育を修了し、且つチベット国司法試験に合格した者でなければ、何人も裁判所の職に就くことができない。

第92条 裁判長の任命

1. 最高裁判所の裁判長は、中央議会の過半数以上の議員による賛成投票で選定し、大統領がこれを承認し、任命する。
2. 地方裁判所の裁判長は、地方議会の過半数以上の議員による賛成投票で選定し、地方の長がこれを承認し、任命する。

第93条 裁判官の身分保障・罷免の要件

1. 最高裁判所及び地方裁判所における裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、中央議会又は地方議会の公的弾劾によらなければ終身に渡って罷免されない。但し、法律で定められた定年の年齢に達すると、退職しなければならない。
2. 最高裁判所及び地方裁判所の裁判長は、中央議会又は地方議会による弾劾を受けた場合、十日以内に辞職しなければならない。但し、その弾劾は、法律の根拠に基いたものでなければならない。

第94条 就任宣誓

1. 最高裁判所及び地方裁判所の裁判長は、その公務遂行に先立ち、就任式の時に、前者は大統領及び中央議会の全体会議の面前において、後者は地方自治体の長と地方議会の全体会議の面前において、チベット国憲法の上に左手と、自分の胸に右手を置いて以下の宣誓を行い、宣誓書に署名しなければならない。
「私は、裁判長の職務を忠実に遂行し、すべての違憲行為を厳粛に監督且つ裁判することを誓う。」
2. 最高裁判所及び地方裁判所の裁判長以外の裁判官は、就任する際に、下記の内容が記載されている宣誓書に署名する。
「私は、自分の職務を忠実に遂行し、すべての違憲行為を厳粛に監督且つ裁判することを誓う。」

第95条 裁判の原則

1. 最高裁判所及び地方裁判所による裁判は、他の如何なる権力からも独立した自立の名において行う。
2. 最高裁判所及び地方裁判所の裁判官は、独立であり、ただ法律にのみ従う。

第96条 裁判の公開

裁判は、すべて公開である。秘密裁判は、これを許されない。

第八章 地方自治

第一節 地方自治の定義と原則

第97条 定義

1. チベット国における地方自治とは、チベット国の領土の一定の地域を基礎とし、その地域内の住民を構成員として、行政を行うために、国から与えられた自治権を行使する行政区のことを言う。
2. チベット国の地方自治には、中央政府の直轄市と三つの省と省の直轄州県鎮郷村が含まれる。

第98条 地方自治の原則

地方自治の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律で定める。

第二節 地方自治権

第99条 地方自治の長、議会・議員等の直接選挙

1. 地方自治体において、法律の定めるところにより、地方の議会と政府を設置する。地方の裁判所は、省、市、州、県のみにおいて設置する。
2. 地方自治体の長と議会の議員は、その地方自治体の住民が、直接これを選挙する。

第100条 省法の制定権

省は、この憲法又は法律の定める条件に従い、独自の省法を制定する。但し、省法は、法律として成立するには、中央議会及び大統領による承認を得なければならない。

第101条 地方自治体の権能・条例制定権

1. 地方自治体の政府は、その財産を管理し、事務を処理し、その行政を執行する権能を有する。
2. 地方自治体の議会は、法律の範囲内で条例又は規定を制定することができる。

第九章 中央政府と地方自治体

第一節 中央政府と地方政府の協力関係

第102条 任務

1. 中央政府は、この憲法又は法律が割り当てる任務を遂行する。
2. 省は、この憲法又は法律の範囲内において遂行すべき任務を決定し、執行する。
3. 市、州、県、鎮、郷、村は、この憲法又は法律及び省法の範囲内においてその自治権が保障される。

第103条 共助関係

1. 中央政府及び地方政府は、個々の任務の遂行において相互に支援し、協力する。これに関して、中央政府と地方政府との間に協定を締結することができる。
2. 中央政府と地方政府の間又は地方自治体同士の間の争議は、可能な限り交渉及び仲裁により解決する。

第104条 国家意思形成への協力

1. 省、市、州、県、鎮、郷、村等の地方自治体は、法律の定める条件に従い、中央政府による国家意思形成、特に立法に協力する。
2. 中央政府は、省又はその他の地方自治体に対し、適時且つ包括的にその国家意思形成の計画について報告する。これに関して、地方自治体の利益に関する問題が発生した場合、中央政府は、当該地方自治体の意見を聴取する。

第105条 省の自律性

1. 中央政府は、省に対し、十分な範囲で省独自の任務を認め、その組織の自律性を尊重する。
2. 中央政府は、省に対し、十分な範囲で財源を委ね、任務の遂行に必要な財政的資源を省が利用できるように助力する。

第106条 省間の協定

1. 省は、相互に協定を締結し、共同の組織及び機構を設立することができる。但し、この協定は、中央政府に報告しなければならない。
2. 省は、地域的な利益に関する任務を共同して遂行することができる。中央政府は、その権限の範囲内で関与することができる。
3. 省間の協定は、この憲法及び法律並びに省法に反してはならない。
4. 省は、省間の機関に対し、省間の協定を実施する法規範を含む規定の制定権を与えることができる。
5. 省は、省間の法を尊重する。

第107条 一般的拘束力の宣言及び参加義務

1. 中央政府は、次の各号に掲げる任務の分野において、省間の協定が一般的拘束力を有すると宣言し、又は省に対し、省間の協定への参加を義務付けることができる。
 - ① 学校制度。
 - ② 大学及び専門学校。

- ③ 自然環境及び自然生態系の保護。
 - ④ 自然資源の開発と管理。
 - ⑤ 省の領を超えた意義を有する文化施設。
 - ⑥ 先端医療及び専門病院。
 - ⑦ 障害者の統合及び扶助のための施設。
 - ⑧ 都市圏内の交通。
 - ⑨ 廃棄物の管理。
 - ⑩ 下水の浄化。
2. 一般的拘束力の宣言は、議会の決議式で行う。
 3. 法律は、一般的拘束力の宣言及び協定への参加義務のための要件を定め、手続きを規律する。

第108条 法律の優位性及び遵守

1. 中央議会によって採択された法律は、抵触する省法に優位する。
2. 中央議会は、省による中央議会の法律の遵守を監視する。

第二節 行政区分の基準

第109条 行政区の名称

1. チベット国の行政区は、中央、省、市、州、県、鎮、郷、村、社の八個の単位の順次によって区分する。この中で、中央は一番大きい行政単位と、社は一番小さい行政単位である。
2. 行政単位の詳細な区分は、法律によって、これを定める。

第110条 市

1. 市は、中央政府の直轄市である。
2. 市の自治は、法律の定める条件に従い、保障される。

第111条 州県鎮郷村

1. 州、県、鎮、郷、村は、省の管轄を直接受ける行政区である。
2. 州、県、鎮、郷、村の自治は、省法の定める条件に従い、保障される。

第十章 財政制度

第112条 財政の調達

チベット国の財政は、下記の原則に基いて調達する。

1. チベット国における関税収益の中で、15%は連合政府と、35%は中央政府と、残りの50%は地方政府に帰属する。
2. チベット国における消費税、所得税、法人税、住民税、財産税、相続税、流通税、資本取引税、保険税、自動車税、不動産税及びその他の各税金収入の中で、10%は連合政府と、40%は中央政府と、残りの50%は地方政府に帰属する。

第113条 財政処理の原則

チベット国の財政を処理する権限は、中央議会の議決に基いて、これを行使する。

第114条 経費負担

1. 中央政府と地方政府は、この憲法又は法律に特別の定めのある場合を除き、その任務の遂行から生ずる経費を、別々に負担する。
2. 地方政府が中央政府の委託によって行動する時は、それによって生ずる経費は中央政府が負担する。

第115条 財政援助

1. 中央政府は、以下の実態に関して、中央議会の承認を得て財政援助を行うことができる。
 - ① 地方自治体間の経済全体の均衡が乱れることを防止し、又はその不均等を調整するために必要な場合、中央政府は、当該地方自治体に財政援助を行うことがで

きる。

- ② 地方自治体間の政治、経済、文化の発展を促進するために必要な場合、中央政府は、当該地方自治体に財政援助を行うことができる。
2. 深刻な自然災害若しくは国家の財政状況を著しく損なう想定外の緊急実態に対応するためには、中央政府は、この憲法による立法権限を有しない場合でも、当該地方自治体に財政援助を行うことができる。

第 116 条 予備費

1. 予見し難い予算の不足に充てるため、国家の議決に基いて予備費を設け、中央政府の責任でこれを支出することができる。
2. すべての予備費の支出については、中央政府は、事後に中央議会の承諾を得なければならない。

第 117 条 公の財産の支出・利用提供の制限

公金その他の公の財産は、公の支配に属しない私的団体、事業に対し、これを支出し、又はその利用に提供してはならない。但し、言語及び文化の保護と発展及び宗教施設の維持及び建設のために、それを利用し、又は支出するには、法律の定めるところによって議会の承諾を経なければならない。

第 118 条 決算審査・会計検査院

1. 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、政府は、次の年度に、その検査報告と共に、これを議会に提出しなければならない。
2. 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第 119 条 財政状況報告

中央政府は、中央議会及び国民に対し、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第十一章 外交と国防及び領土

第 120 条 外交権・国防権

チベット国は、連合政府と連携して、すべて近隣諸国と永久平和条約を締結する。これに関するチベット国の外交権及び国防権は、次の要件に基いて連合政府に信託する。

1. 連合政府は、チベット国の外交権又は国防権を行使する際、チベット国の意思を尊重し、チベット国の方針に基いて、それを行使しなければならない。
2. 連合政府は、チベット国の外交権又は国防権の主導権を行使する能力を失った時、又はその主導権を濫用した時、チベット国は、連合政府によるチベット国の外交権又は国防権の主導権を無効と宣言し、自国の国家主権で外交権又は国防権の主導権を回収し、又は連合から脱退することができる。

第 121 条 領土・領空

チベット国の領土及び領空は、この憲法の第 24 条及び中華・中央アジア諸国連合憲法の第 41 条に掲げた領土とその上空である。これ以外に新たな領土及び領空を永久に求めない。

第十二章 公用語

第 122 条 公用語

1. 文語とウィツァン方言を基礎とするチベット語は、チベット国の公用語である。
2. チベット国の公用語は、チベット国全土及び公的又は非公的機関又は組織において使用する。但し、その他のアムド方言とカム方言及び法律で認められた文字を持つ他の言語について、その方言又はその言語の使用は、当該地方自治体の公的機関において公用語と同等の地位及び権利を有する。又、文字を持たない言語についても、政府は、その言語を維持する権利並びにその言語の学習及び発展のために条件と環境

を創出する権利を保障しなければならない。

第 123 条 憲法・法律の普及

チベット国憲法及びその他の法律及び条例等の印刷物は、公用語及び法律によって認められているその他の文字を持つ言語で正確に印刷発行し、国民全員に配分しなければならない。

第十三章 国民の権利及び義務

第一節 国民の定義と要件

第 124 条 国民の定義

1. チベット国民とは、チベット国籍を有する者を言う。
2. 二重国籍は、これを認めない。

第 125 条 国民の要件

チベット国民たる要件は、法律でこれを定める。

第二節 国民の基本権と義務

第 126 条 基本権の普遍性・不可侵性・固有性とそれによる拘束

1. この基本権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来のすべてのチベット国民に与えられる。
2. この基本権は、チベット国民全員に直接に適用される法として、チベット国の立法権、行政権、司法権を拘束する。
3. この基本権は、何人も濫用してはならない。これらの基本権の濫用には責任が伴う。

第 127 条 人間の尊厳・人権

1. 人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、且つ、保護することは、チベット国の公的権力の義務である。
2. 政府は、人間の尊厳及び人権の尊重又は保護は、世界におけるすべての人間社会の平和共存及び正義の基礎として、不可侵且つ不可譲の人権に対する信念を表明する。

第 128 条 国民主権

チベット国の国家主権の淵源は、本質的に国民に存する。如何なる者も国民から明示的に発したのでない権力を行使することができない。

第 129 条 人格の自由な発展・生命・身体の無瑕性への権利・人身の自由

1. 何人も他人の権利を侵害せず、且つ、合憲的秩序又は人倫法則に反しない限りにおいて、自己の人格を自由に発展させる権利を有する。
2. 何人も生命への権利及び身体の無瑕性への権利を有する。
3. 人身の自由は、不可侵である。これらの権利への侵害が許されるのは、法律の根拠に基く場合に限られる。
4. 何人も如何なる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 130 条 法の前平等

1. チベット国民は、何人も法律の前において平等であって、性別、出身、人種、言語、民族、門地、信仰、宗教的又は政治的な見解の違い又は経済的及び社会的関係を理由として、不利な取り扱いを受け、又は有利な取り扱われてはならない。
2. 男性と女性は同権である。政府は、男性と女性の同権が現実に達成されることを促進し、現に存在する不利益を除去すべき働きかけなければならない。
3. 何人も、その良心に反して、軍務を強制されてはならない。
4. 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
5. 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、如何なる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 131 条 思想・表現・出版・放送・芸術・学問・集会・結社・学問・信教の自由

1. 思想や意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つとして、チベット国のすべての国民が自由に語り、書き、表現することができる。但し、この権利の濫用には責任を負わなければならない。
2. 何人も言語、文書及び図画によって、自己の意見を自由に表明し、流布させる権利並びに一般にアクセス可能な情報源から妨げられることなく知る権利を有する。出版の自由並びに放送及び映画による報道の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。また通信の秘密は、これを侵してはならない。但し、これらの権利を持って、他人の名誉若しくは権利又は公衆道徳若しくは社会倫理を侵害してはならない。この種の権利濫用について、法律の規定、青少年保護のための法律上の規定及び人格的名誉権によって制限を受けることがある。
3. 芸術及び学問、研究及び教授は、自由である。但し、教授の自由は、この憲法に対する忠誠を免除しない。
4. チベット国民は、何人も届出又は許可無しに、完全な非暴力の方法で集会する権利を有する。但し、屋外の集会については、法律及び法律の根拠に基いて、これを制限することができる。
5. チベット国民は、結社及び団体等を結成する権利を有する。但し、その目的若しくは活動が法律に違反し、又は合憲的秩序若しくは国際協調主義に反する団体や組織等は禁止する。
6. 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

第 132 条 信書・郵便及び電気通信の秘密

信書の秘密並びに郵便及び電気通信の秘密は、これを侵してはならない。但し、これらの権利に対する制限は、法律の根拠に基いてのみ、これを命じることができる。

第 133 条 移転・移住の自由

何人もチベット国領内及び他国に移動及び移住する自由を享有する。但し、この権利は、以下の事項によって、制限又は拒絶することができる。

1. 移転者又は移住者は、チベット国憲法及びその他の法律又は文化、言語及び習慣等を遵守し且つ尊重しなければならない。これに反した場合、政府は、法律又は法律の根拠に基いて移転及び移住を制限し、又はそれを拒絶し、又は強制退去させることができる。
2. チベット国の自由で民主的な基本秩序に対する差し迫った危険を防止するために必要な場合、政府は、法律又は法律の根拠に基いて移転又は移住を制限又は拒絶し、又は強制退去させることができる。
3. 伝染病の危険、自然災害若しくは重大な事故に対応するために必要な場合、政府は、法律又は法律の根拠に基いて移転又は移住を制限又は拒絶し、又は強制退去させることができる。
4. 青少年を非行化から保護し、若しくは犯罪行為を防止するために必要な場合、政府は、法律又は法律の根拠に基いて移転又は移住を制限又は拒絶し、又は強制退去させることができる。

第 134 条 職業・国籍の自由

1. チベット国民は、何人も公共の福祉に反しない限り、チベット国内又はチベット国外において、職業選択の自由を有する。
2. 何人も、国籍を離脱する自由を侵されない。

第 135 条 家族生活における個人の尊厳・両性の平等

1. チベット国における婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。
2. チベット国における家族生活に関連する配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、婚姻並びに離婚及びその他の事項に関する法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、これを制定されなければならない。

第 136 条 生存権・社会保障的義務

1. 何人も等しく健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 政府は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する義務を負わなければならない。
3. 政府は、障害者、難病を持つ患者、孤児、世話人のいない老人、自分の能力で生活できない者を保護し、面倒を見なければならない。

第 137 条 教育を受ける権利・教育の義務

1. 何人も法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。
2. チベット国民は、何人も法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償としなければならない。

第 138 条 選挙権

チベット国民は、法律の定めるところにより、自ら若しくは代表を通じてチベット国の中央及び地方政府の指導者及び議員を選ぶ権利を有する。

第 139 条 公務担任権

チベット国民は、何人も法律の定めるところにより、国家公務を担任する権利を有する。

第 140 条 財産権

1. 何人も、その財産権は侵されない。
2. 財産権の具体的内容は、法律でこれを定める。
3. 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第 141 条 環境権

1. 何人も健康且つ害のない快適な環境で生活する権利を有する。
2. 環境権の内容及び行使に関しては、法律で、これを定める。
3. 政府は、住宅開発政策等を通じて、すべての住民が快適な住居生活を営むことができるよう努めなければならない。

第 142 条 参政権

チベット国民は、何人も自ら若しくは代表を通じて、チベット国の国家意思形成に参加する権利を有する。

第 143 条 公共サービス・自然資源の配分の公平・公正・非暴力

1. 土地、水など自然資源とそれらによる恩恵の独占・寡占は、禁止である。
2. 土地、水など自然資源とそれらによる恩恵の分配は、公平且つ公正でなければならない。但し、道路、農業用道路、用水路、排水路、災害防止用のための池又は鉄道、駅、空港、港、工業施設、教育施設等公共の利益となる事業の用に供するための土地及び自然資源については、土地法及び自然資源収用法によって、これを定める。
3. インフラ整備又は公共サービスの供給は、公平且つ公正、非暴力でなければならない。
4. すべての商業及び経済の活動は、公平且つ公正、非暴力でなければならない。

第 144 条 請願権

チベット国民は、何人も個人で又は他人と共同で損害の救済、国家公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関して、完全な非暴力且つ平穩に文書で請願又は訴願をする権利を有し、又、その請願又は訴願をしたためとして、如何なる差別待遇も受けない。

第 145 条 庇護権

何人も、生命に危険が生じた場合、政府に庇護を求める権利を有する。

第 146 条 公務員不信任決議案の発案権

チベット国民は、法律又は法律の根拠に基いて国家公務員に対する不信任決議案の発案権を有する。

第 147 条 国外追放・身柄引き渡し及び送還からの保護

1. 何人も本人の同意がない場合、国から国外追放されてはならない。
2. 難民又は政治亡命は、迫害を受けている国に送還され、又は引き渡されてはならない。
3. 何人も拷問又はその他の残虐且つ非人道的な取り扱い又は刑罰を受ける恐れのある国に送還されてはならない。

第 148 条 勤労の権利・義務・勤労条件の基準・児童酷使の禁止

1. チベット国民は、何人も法律の定める要件に基く勤労の権利を有する。政府は、社会的及び経済的方法で勤労者の雇用の増進及び適正賃金の保障に努めなければならない、又法律の定めるところにより、最低賃金制を施行しなければならない。
2. チベット国民は、何人も法律の定める要件に基いて勤労する義務を負う。政府は、勤労の義務の内容及び条件を慈悲、博愛、自由、平等、公平、公正の原則に従い、法律でこれを定めなければならない。
3. 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
4. 児童は、これを酷使してはならない。

第 149 条 逮捕・抑留・拘禁の要件・拘禁理由の開示

1. 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
2. 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護士に依頼する権利を与えられなければならない、抑留又は拘禁されない。
3. 何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。

第 150 条 住居の不可侵・搜索・押収の要件

1. 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、現行犯として逮捕される場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ、搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
2. 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第 151 条 拷問・残虐刑の禁止

如何なる者による拷問及び残虐な刑罰は、これを許されてはならない。

第 152 条 刑事被告人の諸権利

刑事事件について、すべての当事者は、次の権利を有する。

1. その刑事被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
2. その刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手続きにより証人を求める権利を有する。
3. その刑事被告人は、如何なる場合においても、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができない時は、政府がこれを附しなければならない。

第 153 条 不利益供述の不強要・自白の証拠能力

1. 何人も、法律又は法律の根拠に基いたものでない限り、自己に不利な供述を強要されない。
2. 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

第 154 条 遡及処罰・二重処罰の禁止

1. 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。
2. 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けた時は、法律の定めるところにより、当事者にその補償を求めることができる。

第 155 条 死刑の禁止

何人も死刑に処せられてはならない。

第 156 条 賠償責任

何人も、不法行為により、損害を受けた時は、法律の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

第 157 条 納税の義務

チベット国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第十四章 改正

第 158 条 改正

1. この憲法の改正は、中央議会の全体会議における出席者三分の二以上の賛成多数によって改正することができる。
2. この憲法の改正は、中央議会の全体会議における出席者三分の二以上の賛成多数決によって採択され、且つ、法律として成立した時に、すべて関係者に対して効力を生じる。

第 159 条 再審議

1. この憲法の再審議は、中央議会の全体会議における出席者三分の二以上の賛成多数によって行う。
2. 中央議会の全体会議における出席者三分の二以上の賛成多数によって再審議が勧告されたこの憲法の変更は、中央議会の憲法上の手続きによって採択され、且つ、法律として成立した時に、すべて関係者に対して効力を生じる。

第十五章 批准及び署名と効力

第 160 条 批准書

1. この憲法の批准書は、中央政府及び地方自治体政府のすべての機関が保管する。
2. この憲法の批准書は、チベット国の学校及び一般国民に無償で配分しなければならない。

第 161 条 批准と効力発生

1. この憲法は、チベット国憲法上の手続きに従って大統領に批准されなければならない。
2. この憲法又は法律に反した行為に対して、中央政府による軍事的な措置を受けても、違憲行為にはならない。

あとがき

いわゆる「チベット問題」を解決するには、まず、独自の憲法の制定が不可欠であることを訴えたのは、2015年頃のある講演会で「チベット問題と何か」と言うテーマで話したのが初めてです。その後も同じテーマで講演及び講義をしたことがありますが、ある台湾人から「とても重要であり、期待している」と励ましてくれたのは、昨日の話のように記憶に新しく残っています。

この二つの憲法は、そうした社会的な認識をも確認したうえで、2017年頃から日本、アメリカ、フランス、カナダ、ドイツなど先進諸国の憲法を参考にして執筆し始めたのですが、家事や仕事等の制約で重要なところで中断せざるを得ませんでした。

ところが、特に共産中国の習近平政権が始まると、一方、中国の世界的な影響力の拡大と共にチベットに対する弾圧も強くなり、他方、チベット問題を巡る国際社会の政治的支援も不安定になると同時にチベット人の民族的な危機が更に深刻化してきたため、2018年頃から多くの私事を犠牲にして、中道路線の抽象的な内容を法的視点から具体化し、チベット人が自分の力で自分たちを解放する力があることを証明すべく必要性を実感しました。

自分の力で自分を解放するとは、「自分は自分の主人だ」という意味と同じです。一人の個人の立場で言うと、「道諦」によって「滅諦」と言う境地を達成できるのですが、滅諦の境地を達成したら、自分が事実上自分の主人になったこととなります。仏教の教えでは、その道諦は、「戒学」と「定学」と「慧学」と言う三学のパワーを借りて、初めて自分は自分の主人になることを説いています。同様に、一つの民族若しくは一国の国は、自分が自分の主人になるには、必ずその三学のようなパワーに頼る必要があります。

政治の立場で言うと、それは、政治と経済と文化のパワーです。特に伝統文化については、我がチベットは中国の文化よりも強力なパワーを持つ文化を築いています。ところが、政治と経済のパワーは非常に乏しい。一人の個人の運命を語る時、政治と経済のパワーとは関係を完全に切り離しても問題ないが、一つの民族若しくは一国の運命を語る時は、特に政治のパワーがとても重要となります。一つの民族若しくは一国の国に政治のパワーがなければ、文化と経済にはいくら優れたパワーがあっても、それを守れなくなる危険性があります。政治のパワーは、国土及び国民の生命と財産の安全を守ることを通して作り出すものです。それも少し具体的に言うと、「法律」や「政策」を通して実現するのですが、憲法は、法律や政策の母体となっています。従って、この二つの憲法は、中道路線の一石となれば、私にとってこれ以上の幸いはありません。

では、この二つの憲法を通して、いったいどのように中道路線を歩むべきでしょうか。

非暴力による抗議デモと同時に、公的又は非公的な機構及び組織がこの二つの憲法を審議し、問題がない場合は、まず、賛成の決議を通してチベット内外に拡散しながら、国際社会の支援を強く求めていく必要があると思われます。自由のある社会において審議し、決議を通して運動を強めていけば、例え、今の中国に大きな変化が起きた時も、自分たちが歩むべき道を迷う必要がなくなるし、中国に「さよなら」をすることになっても、自分たちの道を迷う必要がなくなるでしょう。従って、自由のある社会にいる亡命チベット人同胞たちがこの二つの憲法を審議し、これを持ってチベットの自由を取り戻す運動を更に加速し、一日も早くダライ・ラマ法王をポタラ宮殿に迎えることを期待しております。

2020年7月吉日
チュイデンブン
日本にて

著者のプロフィール

1973年、チベット・アムド生まれ。1996年、青海民族師範大学チベット文学部卒業。2001年に留学生として来日。主要著書、『チベット語 初級』（朝日出版社、2012年）、『チベット人哲学者の思索と弁証法 月には液体の水が存在する』訳書（明石書店）、『政治学入門』訳書（LTWA）。